

第百五十六回国会
衆議院

青少年問題に関する特別委員会議録 第五号

(二五八)

平成十五年五月八日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 青山 二三君

理事 馳 浩君

理事 松宮 勲君

理事 水島 広子君

理事 福島 豊君

理事 小野 晋也君

理事 太田 誠一君

理事 上川 陽子君

理事 河野 太郎君

理事 大石 尚子君

理事 小宮山洋子君

理事 肥田美代子君

理事 保坂 展人君

林田 彪君

森田 健作君

山口 壯君

達増 拓也君

小淵 優子君

岡下 信子君

倉田 雅年君

保利 耕輔君

鎌田さゆり君

島 聡君

石井 郁子君

山谷えり子君

参考人
(東京都立大学法学部教授)

参考人
(東京都立大学文学部助教授)

参考人
(株式会社NTTドコモモードビジネス部企画担当部長)

参考人
(文化女子大学文学部健康心理学科教授)

参考人
(ECPAT/ストップ子ども買春の会 共同代表)

参考人
(日本弁護士連合会子ども権利委員会委員)

参考人
(衆議院調査局青少年問題に関する特別調査室長)

前田 雅英君

宮台 真司君

森 健一君

野口 京子君

宮本 潤子君

坪井 節子君

石田 俊彦君

委員の異動

五月八日

辞任

岡下 信子君

肥田美代子君

山元 勉君

同日

辞任

倉田 雅年君

島 聡君

小宮山洋子君

同日

補欠選任

岡下 信子君

肥田美代子君

補欠選任

倉田 雅年君

島 聡君

小宮山洋子君

同日

補欠選任

岡下 信子君

肥田美代子君

本日の会議に付した案件

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案(内閣提出第一〇三号)

○青山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、東京都立大学法学部教授前田雅英さん、東京都立大学文学部助教授宮台真司さん、株式会社NTTドコモモードビジネス部企画担当部長森健一さん、文化女子大学文学部健康心理学科教授野口京子さん、ECPAT/ストップ子ども買春の会共同代表宮本潤子さん、日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員坪井節子さん、以上六名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場

から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位から、お一人十分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言ください。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いします。

それでは、まず前田参考人をお願いいたします。

○前田参考人 御紹介いただきました前田でございます。

私は、専門が刑事法でして、刑事法学者としてこのような場で発言をさせていただく機会を与えていただきまして、本当に光栄であり、感謝申し上げます。

その立場から、大きく言う二点です。一つは、前提でございますけれども、今の青少年の置かれている状況を刑事法学者から見るとどうとらえるべきか。非常に危機的な状況にある。犯罪状況も、日本全体の犯罪状況が危機的なわけですから、少年犯罪の問題、それから少年の規範の喪失の問題、逸脱の問題というのは非常に危機的である。その中で、インターネット異性紹介事業を利用して、長い名前ですけれども、この法律案をつくることは非常に重要なことであるというふうにお手元にグラフをお配りしてありますように、

これはどこにでもあるグラフなわけですが、犯罪率が今、異常な状況にあります。このグラフと、さらにそれに絡んで十代の少女の中絶件数ですね、未成年者の中絶の異常な増加が、ここ五年、進行している。それから、後の方にもグラフがありますけれども、少女の犯罪の増加が著しい。それと児童買春それから児童売春みたいなものと直接結びつけるというのは短絡に過ぎるわけですが、大きな流れとして、非常に厳しい犯罪状況、少年少女を取り巻く犯罪状況の中で、本日に少女を守っていくためにどういう規制をしていくのが合理的かということを、今までよりも一歩踏み込んだ形で考えなければいけない状況に立ち至っているというふうに私などは考えている次第でございます。

本法は、刑事法学者から見ると一番注目すべき点といえますか、特徴といえますか、画期的な点は、一見被害者に見える少女まで罰を加える、これを刑法理論的に説明できるのかという問題がございます。

今までの議論からしますと、それは処罰までする必要はないという議論に結びつきやすかった面もありますけれども、刑法の理論の動きも変わってきておりますし、それからもう一つ重要なポイント、先ほど申し上げた状況の変化、そこに、東京都で調べた、高校の女生徒の性体験の率の変化なんかもございますけれども、ここ最近の動きが著しい中で、非常に形式的な、被害者なき犯罪は処罰すべきでないというような議論が意味を持つのかということなんです。

大前提として、少女が売春をするということの是非自体にも御議論があると思います。私も学者といっても一定の立場性がございまして、私は、やはり買春というものは悪である、違法であるという立場に立つて、それをどう禁圧していく

べきか、もちろん、禁圧の仕方によつてはマイナスがかえつて大きくなるわけですが、禁圧することによつて少女自身を守つていけるのではないか、また、そういうことを考えるべき時期に來ていのではないかとことを申し上げたいと思うのです。

児童買春の実態、これはもう政府委員の側から御説明があつたと思うんですが、単に買う側の大人の目を処罰すればうまくコントロールできるかというと、つまり少年が守れるかというと、その段階は過ぎています。マスコミの報道の中にも、生活のためにやむにやまれず売春をしている高校生がいるみたいな書き方をしたものがあつて、これは、我々専門家から見ると、非常にお笑いなんです。生活のための窃盗犯みたいなものの割合の低さとか、それから現実の実態を警察から聞いてみますと、そんな現実とはかけ離れている。

児童からの搾取というように、条約なんかもできているわけですが、世界的なレベルで前提としていた少女の買春のありようと、日本の援助交際といふか、買春のありようというのは質的に異なる。それに対して、やはり日本の現状に合った法規制というものを考えていかなければいけないというふうに考えております。

非常に短い時間しかちようだとしておりませんので、お配りしたレジュメの全部に触れることができなくて申しわけないんですが、二番目の「刑法理論の変化と被害者処罰」というところに移つてまいりたいと思います。

被害者が処罰されるべきでないとか、現実には被害がないから処罰する必要がないという議論、これは、一九六〇年代、もう今から三、四十年前にはやつた議論で、非常に強くその時期から主張されてきた面はあるんですが、徐々に変わつてきています。

そのころの一番強い議論は、薬物、覚せい剤なり大麻なりを自己使用するというのは、被害者がいないんだから処罰しなくていい。アメリカなん

かではまさにそういう議論が強かつたし、日本でも、学者の中ではかなりの数の人が、自分で自分を傷つけるんだから、覚せい剤を使つて何で処罰するんですかという議論をしてきたわけですね。しかし、だんだん、それでは余りにも皮相的な説明であつて、本人自身を苦しめる、その本人を処罰することによつてそういうものを抑止するということが、広い意味で社会全体の利益にもつながる。

今回のメーンとなる、児童が被害者ではあるわけですが、片一方で、売買春を誘引する行為を行う。これはやはり、一面では被害者という面もありまうけれども、そういう風潮が広がることによって、一般の少女がそういうものに触れる機会がふえて、そういう環境ができることによって、また、買春以外の強姦とか恐喝その他の犯罪に巻き込まれる可能性もふえていく。そういういわば社会法益、我々の業界でいえば社会法益という言い方をしますが、そういうものを守るために刑罰を使うという考え方が認められるようになってきた。

非常に自由主義的な意識が強かつた六〇年代、七〇年代は、具体的な個人の利益が害されたところだけに刑罰を使うべきだという意識が非常に強かつた。しかし、そこまで待つて刑罰を發動していたのでは、社会をコントロールする手段として余りにも遅いのではないか。一歩手前の危険性、そういうものが発生する危険性の段階で一定の規制をかけるということ、これにも合理性があるという方向に動いてきていると思います。

最近のDVとかストーカーとか、いろいろな立法がそうなんです、従来の基準からいくと、非常に問題があると言われてきたものです。それらについて一歩踏み込んで法規制をして、その際には、これによつて、乱用されて人権が害されるんじゃないか、いろいろなマイナズがあるんじゃないかという議論があつたわけですが、私、結果的にはそういう問題は起こつては

ですから、今回のいいということではないんですが、具体的に、今回の法律を合理的に考える理由というのは、具体的な数字は別途にお示しいただいていと思うんですが、やはり、ここまで問題が生じている児童の危険な状況というのをとめるには、大人の処罰だけではなくて、みずから書き込む女子高校生なんかに関しても一定のサンクションがあるということに規範を示す。刑法理論の中で、処罰することによつて国民に規範を定着させていく。専門の言い方ですと、一般的積極予防の理論という言い方をしますが、そういう考え方、規範を形成していくという考え方も十分成り立ち得る。それを選択するかどうかは、やはり国民であり、国会の場で御判断いただきたい。

私は、個人の意見としては、そういうことが必要な段階に來ている。ですから、この法案、細かいところをいろいろ、私個人として、学者として、意見がないわけではございませんが、基本的にはこの法案は今非常に時宜を得た必要な法案であるという考えを持っております。

以上です。(拍手)

○青山委員長 ありがとうございます。

次に、宮台参考人にお願ひいたします。

○宮台参考人 おはようございます。宮台真司と申します。この委員会にお呼びいただいたのは二度目でございます。大変光栄に存じております。

私は、今回の法案につきましては、その立法目的には賛成をいたしております。児童を保護するという立法目的には賛成いたしておりますが、法案の具体的な内容についてはネガティブ、否定的に考えています。

その理由を幾つか申し述べますが、大きくは三点、一、わかりにくい、二、誤用、乱用の危険がある、三番目、有効性に疑問があるということです。

まず、わかりにくさですが、出会い系サイトの範囲、出会い系サイト、これはインターネット異性紹介事業者というふうにパラフレーズされてい

ますけれども、これがよくわかりません。いわゆる、メッセージ取り次ぎ型ではなく、単純BBS、ブリーディングボードシステム、電子掲示板でも、ユーザーの書き込み次第では出会い系に変貌します。したがつて、出会い系になり得ない書き込み可能サイトは論理的に存在し得ないという過剰な包括性が存在しています。

次に、未成年者を加罰する法理、これは前田参考人もおっしゃつていたことですが、これがわかりにくいのです。保護対象への加罰は法理として矛盾しています。これに加えて、覚せい剤等の取り締まりとの違いは、事実上、成年の単純売買春、あるいは成人が書き込んでも罰せられないものについて未成年を罰するということの矛盾も指摘しておきたいと思ひます。

ちなみに、売買春の是非についての個人的な見解は申しませんが、アメリカの一部の州を除きますと、先進国の多くは単純売買春は合法化し、青少年の性行為も合法化しています。しかし、国連の子どもの権利委員会は、青少年の売買春はこれを禁止するように勧告をしているわけです。

その理由は、例えば交渉力が未熟であつたり、問題解決能力が未熟であつたり、対償が非常に高額であるがゆゑの異常行為の反復があり得たりして、いずれにせよ、青少年の健全な試行錯誤に必要最低限の尊厳を保護するという法理において未成年者の売買春を禁じているわけです。売買春がいけないからではなくて、売買春がいかに悪いかはむしろ成年の良心に任されているのでありますが、にもかかわらず、未成年者についてはこのような一定の保護理由が与えられているというのが国際的な流れであります。

次に、誤用、乱用の危険について申し上げます。まず、いわゆる成り済ましによるでつち上げなどがございいます。成り済ましとは、すなわち、児童を誘引する書き込みを電話番号やメールアドレスとともにアップロードするなどの行為であります。このような単純なでつち上げがありますと、

検証令状で過去から未来にわたる位置情報が携帯電話会社から提出される書類を通じて確定される可能性にあります。これは、ここにいらつしやる政治家さんたちにとっては、とりわけ危険なことではないかというふうには考えております。

さらに、個人の攻撃だけではなくて、成り済ましによるでっち上げなどでサイトつぶしが行われる可能性もございいます。単なる捜査対象となるだけでなくウェブサイトにのっては大きな打撃であります。とりわけ、子供が参加するようなサイトにとつては大打撃。しかも、そのような振る舞いを通じて、特定のサイトの参加者の個人情報が見つけられ、当局に筒抜けになる可能性もございいます。

そして三番目。有効性に疑問がございいます。かつて、九六年の岐阜県テレクラ条例以降、通称ですが、さまざまな、いわゆる出会い系の前身に当たるような不特定者のメディア、出会いメディアが禁止されてきましたが、その都度メディアが横に移動していきただけでありまして、総体としてのユーザーが減るということは全くなく、むしろずっとふえてまいりました。

さらに現在では、この出会い系サイト規制法案の成立を見越しまして、いわゆる街頭ナンパ、町で声をかけるという振る舞いの復活、あるいは特にヤクザ系の人たちが経営している女子中高生置屋が非常に広がっております。さらに、テレクラ、伝言、ツーショットのようなログの残らない、声を使ったメディアが見直され、その種の雑誌で繰り返し特集されているという現状で、ユーザーはもうそこに移りつつあります。

さらに、簡単に抜け穴もつくれます。例えば、二十七歳といった暗号化、このびっくりマークはマイナス十歳を意味したりするわけですね。そのようなやり方で簡単に抜け穴をつくれます。このような書き込みは、今回の法案では一切規制することができません。

さらに、これは後で質問があれば詳しく説明しますが、クロージドなツーショット・チャットシステムというのがございます。これは外からは何

を会話しているのか全くわかりませんが、ウェブを使う、例えば児童を見つつけようとするユーザーは、もう大半がこちらの方に移行しておりますので、このような法案ができることによって少しも困りません。

三番目に、このように有効性に疑義があるにもかかわらず、二番目に申し上げたような誤用や乱用の危険の存在する法律が成立すること自体は極めて、つまりコスト、費用対効果という観点から見てアンバランスであり、最小化措置を講じるべし。つまり、目的に対して手段を最小化するべし、あるいは効果に対して手段を最小化するべしという近代法の原則あるいは憲法的な原則に抵触しているというふうには考えることができます。

さらに、今私が申し上げたような有効性に対する疑問をもつて、この法案をもつと拡張し、拡充し、ありとあらゆるものに網をかけるというふうな議論が出てこないとも限りません。

例えば、ログの残らないテレクラ、伝言、ツーショットについては、盗聴のような捜査手法を麻薬の取り締まりに関する特例措置と同じように設けてはどうかといった議論が出てこないとも限らず、もちろん、そのようなものが出て、ユーザーが抜けようと思えば幾らでも抜け穴はあるんですが、いずれにしても、非常に、目的はよいのですけれども、法案の内容には疑問があります。

ちなみに、私は社会学者で、専攻は数理社会学と社会システム理論でございますけれども、幾つかの研究分野の一つに、青少年の性的なコミュニケーションの問題を研究しているということがありまして、実は、出会い系の前身に当たるテレクラなどににつきましては、テレクラが誕生した一九八五年九月から綿密な調査を重ねてきておりまして、取り締まりがどのような効果を生んできたのかということもつづきに見てきております。

以上です。(拍手)

○青山委員長 ありがとうございます。

次に、森参考人をお願いいたします。

○森参考人 おはようございます。NTTドコモ

iモードビジネス部の森と申します。

きょうは、青少年の健全な育成に向けたNTTドコモの取り組みにつきまして、簡単に御説明申し上げたいと思っております。

まず最初に、私どもが提供しておりますiモードのコンテンツと言われるもの、このカテゴリリーについて御説明申し上げます。

資料の方は二ページになりますけれども、私どもが提供しておりますiモードのコンテンツは、大別すると二種類に分かれます。

一つは、iモードメニューコンテンツと言われるものです。これは私どものポータルサイトと言われているメニューリストのサイトですけれども、ここにエントリーされているサイト、昨年度末で三千四百六十二サイトございますけれども、このメニューコンテンツのサイトです。

これらのサイトについては、当社と情報提供者さんの間で情報提供等にかかわる契約を締結しております。また、このコンテンツの内容は、後で述べますけれども、iモードの掲載基準というものがございまして、これに沿った形で打ち合わせを行い、決定させていただいております。

もう一方のカテゴリリーのサイトは、いわゆる一般サイト、勝手サイトとかも言われますけれども、こういうサイトがございまして。これは、インターネットの世界ですので、個人、いろいろな団体の方、さまざまな方が御自分で自由におつくりになるサイトということです。ユーザーの方もURLを打ち込めば、もちろん、これはインターネットですから御自由にアクセスできる、そういうコンテンツでございます。

現在、デジタルストリートさんというところで運営しております「OH!NEW?」というサイトがあるんですが、これによりまして、このようなサイトが約六万四千サイトございます。iメニューコンテンツと違いまして、これはドコモ、当社との間の契約関係はございません。コンテンツの内容は、先ほど申し上げましたとおり、情報の提供者さんが自由に掲載することがで

きるという仕組みになっております。

次は、三ページになりますけれども、iモードのメニューコンテンツ、これについて簡単に御紹介いたします。

ドコモの携帯電話をお持ちの方はわかりかもしれませんが、iモードのボタンを押していただくと、このようなiメニューリストというのが出てきます。これは、私どもドコモの方で編集をして、お客様に御利用いただけるようにユーザーサービスを考慮して、便利なサービス、楽しいサービスとなるように、このようなリストの画面を提供させていただいております。先ほどのiメニューコンテンツを提供していただく提供者さんはこちらの方にエントリーいただくという形になっております。この中にリンクされているコンテンツには、いわゆる出会い系サイトでありまして、とかアダルト系でありますとか、こういうサイトはございません。

この仕組みについて、四ページで御説明申し上げます。

iメニューリストへエントリーしていただく手順なんですけれども、手続は、これはすべてのコンテンツプロバイダーさん、情報提供者さんに均等に機会がございまして、インターネットにて当社で受け付けております。受け付けた以降、企画書に基づいて当社の方と打ち合わせをさせていただいております。メニューリストに掲載する。

この中で、iモードのメニュー掲載基準、これは、実は、我々のサービス開始当初からこのような掲載基準を持っております。現在ではホームページでも公開されているものなんですけれども、こういったコンテンツ、社会倫理に沿うもので、関係法規に反するものであつてはなりません。例えば、掲載できないコンテンツを例として、下記に挙げるようなものが例示としてホームページ上にも公開されてございます。

私どもは、このような掲載基準にのつった形で、iメニューリストに載つていただくコンテンツ提供事業者さんには、内容がこの内容に沿

ようようにお願いして、打ち合わせをしてやっていくところでございます。

次のページになりますけれども、先ほどのデジタルストーリーさんの調べによりますと、一般サイト、先ほど約六万四千と申し上げましたが、デジタルストーリーさんのカテゴリーの中の割合でいきますと、一部に出会い系と言われるもの、やはりそういうものが存在しているようです。

次のページをめくっていただきますと、これはほんのサンプルなんですけれども、一般サイトの一部にこのような出会い系サイトあるいは画像投稿、これは利用者の方が自分で撮った写真をデジタル化してサイトの上に張りつけて、だれでも見られるといった代物でございますけれども、こういったサイトでございますとか薬品の販売等、こういったサイトもありますよということです。現在は、これはiモードの電話に限らず、携帯電話をお使いで、インターネットに接続できる電話からは自由に見られるという形になっております。続きまして、我々の方の取り組みについて御説明申し上げます。

八ページになりますけれども、まず、私ども、従来よりユーザーへの注意喚起をいたしまして、例えばインターネット上のトラブル等情報提供を行って、ユーザーの皆様、御利用者の皆様に対して注意喚起を実施してまいりました。これは一例なんですけれども、iモードネットトラブル防止マニュアル、これは、二〇〇一年の十月からこういうものをつくって、ドコモショップ等店頭、お客様の目に触れるところでこういうものを配布して注意喚起を行っているという一例でございます。

それから九ページ、最後になりますけれども、新聞等で私どもからもアナウンスさせていただいておりますけれども、ことしの夏よりアクセス制限機能の提供ということで、現在、サービス開始に向けて準備を進めている段階です。内容としては、ユーザー、未成年のユーザーの場合はその親権者ということになりますけれども、この希望によって、出会い系サイトが存在しないiメニユリスト、ここにだけ接続いただけるような、こういう選択の幅をお客様に選んでもらうという機能でございます。先ほど申し上げたとおり、iモードメニューコンテンツは出会い系サイト等は存在しませんので、この部分だけつながるといった選択をお客様の希望によってできるような機能を提供する予定でございます。

最後になりますけれども、当社といたしまして、昨今、いわゆる出会い系サイトと言われるものが社会的問題化していることについては、やはりモバイルインターネットの健全な普及の妨げになるというおそれがあるかなと思っております。したがって、健全な通信環境の確保の観点から、可能な範囲で私どもは対策を講じてまいりたいと思っております。

以上、簡単ですがけれども、御説明申し上げます。(拍手)

○青山委員長 ありがとうございます。

次に、野口参考人にお願いたしました。

○野口参考人 おはようございます。文化女子大学文学部健康心理学科の野口でございます。

私は、きょうこういう機会をいただきまして、私の専攻の分野の心理教育的な面からお話しさせていただきます。

資料に沿いまして、まず、この法案に私は基本的には賛成しております。

どちらの立場に立たれる方でも、出会い系サイトを利用した犯罪の防止と子供の健全育成、非行防止という目的には賛成なさいと思っております。このマイナスポイントに挙げました子供に罰則を与えるということについては、表現の自由と健全な出会い系を求めてそういうインターネットあるいは出会い系を、人と交流を求めていく人のそういう機会を奪うことがあるのではないかと出てくると思います。

以下、二番、三番に沿いまして、私が規制をかけた方がいいという論点をお話ししたいと思っております。

まず第一に、いろいろな論点がある中でも、特にこの委員会がそうですが、子供を守る、児童を守るという視点がまず優先順位の第一に入っていると思います。その児童を守るということは児童をどういう状態に置いていくかということ、健康な状態。その健康という意味も、体だけではなくて心も、それから人間関係の中でもよい状態にいる子供たちをつくりたい、そういう子供たちであってほしい。であります。それがこちらの、子供たちに対する健全育成と非行防止に大人がどのぐらい力をかけるかということになると思います。

私どもの理論からいいますと、行動を変える。つまり、出会い系サイトを利用するとか援助交際とか、そういう行動、一応よくないと言われていた行動を本来の児童としてのふさわしい行動に持っていく、行動を変えるということに対して、三番にございますように、いろいろな方法がございます。そういうと心から思う、願う動機を高める。あるいは、そのための環境を整える。なぜそうしてしまうか、そうせざるを得ないような何か理由があればそれを弱めてあげるとか、事情を説明し、こういうことをすると体はこうなっていくとかいう教示を与えるのもありますし、正しい行動をとっている人を見せるというモデリングもあります。先ほど宮台先生がおっしゃいました試行錯誤という方法もありますが、最後に強制という方法もあります。

今、心理学の動向といたしましては、いろいろな行動の結果に対して自分で責任を持つ、自発的に自分で変えていく、児童のそういう対応とか態度を図ることが目的になっている。それが今の動向で、被害に遭ってもみんな自分の責任というところになっておりますが、その行動を選ばないための判断とか自分の意思決定をするために正しい情報を与えるというのがやはり大人の役割でありまして、それに対して、それに進めていくような

ソーシャルサポート、サポートを与えるというのが当然、自発的な行動を促すのですが、必要なことになりまして。

そうしますと、試行錯誤してひっくり返ってしまったり死んでしまったりしたら何にもならないということ、この問題に関しては、強制ということもある程度必要ではないか。

これを、一ページの下に図がかいてありますが、行動を変えるために幾ら個人の力だけに頼るといっても、児童の力で、幾ら教育をして、いけないだと教えても、それだけではやはり、この図にありますように、個人の力が少なければ規制の力を強くする、規制が全然なければ個人の力だけで働く、これはどちらだけでもだめでして、両方の力がちょうどよいバランスでかかわったときにその行動が変わっていく。個人の力と組織、環境からの働きかけということが大事になる。

そうしますと、今回の問題の規制というのは組織や環境からの働きかけということで、子供の自発的にかかわっていく心を助けようではないかというところになります。

二ページ目に参りますと、もちろん自己責任ではあります、いろいろな問題は自己責任でありますけれども、子供の発達によっては、本能的なものとそれから理性的な部分とあとは規範的な部分、いろいろエネルギーが行ったり来たりいたしますけれども、それがどのように発達しているか、あるいはバランスがどうかということによって、責任能力とその範囲が異なっております。

児童は大人と比べて、まだ十五、六歳といえ、体は大きくなっておりますけれども、内臓の部分ではまだつくられていく最中でありまして、ですから、たばこやお酒はいけないんだというところになるわけです。そういう生理的な部分からまだまだ未熟段階にもありますし、ストレスに対する耐性、耐える力というものが弱いわけ、また、善悪の判断とか健康に関する知識がなかったり、自分のそのときの衝動とかを抑える理性的な思考というものに至らないまま、このような援

助交際あるいは出会い系サイトでの行動に結びつきますと、これは後で取り返しつかない、そういうストレス後の症候群が出てくるということになります。

それで、このようなことを考えまして、今回の規制がどういう役割をするかということで、二ページ目にまた一つ図がございます。

今回、こういう法案をつくられたときに、いろいろパブリックコメントなども聞きましたし、いろいろな方々のお話を聞いてなされたと思います。この図でいいますと真ん中にあります。児童がそういった行動を起こすときにどういう動機づけとか理論づけをしているか。そして、そういう行動を起こすときに、やはり実現させている条件や要素がある。また、それを強化している、つまり報酬とか誘因を与えるものがある。例えば金品、お金をもらうとかそういうことも入るわけでは、そういう行動を起こしている要因から出て、では、それをなくせばいいのではないかとということで規制が考えられてくるわけですね。

要因をアセスメントすることによって考えた本案のこういう規制のプログラムを実行するというところで、この今出てきた要因が改善されていくという、規制の役割というものは非常に、この図でいうところいう位置づけをしているので、おわかりいただけるかと思えます。

次の三ページ目に、パブリックコメントで学生の年代のアンケートがちょっと少なかったもので、私も関係の方で調べてみました。

これはローデータでして、きちつとコントロールも何も置いておりませんが、ごらんいただきますと、十八歳、十九歳、ちよつと前に児童のこういう対象の年齢を過ぎてきたばかりの大学一年生ぐらいのところなんです、この人たちの数字を見ますと、かなり、斜をかけたところですが、罰則を科すということにも賛成しております。

これは、最初、ああみんな反対じゃない、これいいんだなというふうに考えることもできるんですが、実は、また二ページ目に戻りまして、「今

後の課題」。この規制を通して行っていく、実施するということになりまして、やはり、子供たちも、外側からの規制によってきつとやらなくなるだろう、それが抑止力になるだろうと考えているという、もう一つ深めて考えますと、やはりそれだけでは危険で、もつと自分で自発的にやめていく力も同時に考えていかなければならない。

と申しますと、「今後の課題」のところ、この規制プログラムを、通りましてこれが実施された場合には、結果がどうなったか、経過と、それを見て手直しをするところがあるか、あるいはどのような影響が出てきて、ほかの、つまりそれを利用する人のまたマイナス影響もあるかもしれない、結果としてそういう行為が減ったかどうかということ、同時に、評価していく必要があるということ、同時に、家庭や学校での教育で健全な児童をつくるための方策もしていく、それが大事なことだと思えます。規制というのは当然一部、子供を守るための一部でございまして、同時に、ほかの教育的な配慮も今以上に強くしていく。

それから、三番目に書いてあります大人の役割の自覚。相手側は大体大人になる、低年化しているといつてももう大人でございまして、大人がこれをやめればまずこういうことはなくなるといふことで、この際、大人も姿勢を正すということ。それから、大人の罰則の方ももう少し強化してもよろしいかと思えます。

それと四番目に、先ほどのアンケートから見まして、同世代のこういうことをしていない児童、子供たちの意見というものが広がっている、そして、これは罰則によつていけないことだといふことが抑止力になりますと、全体的に数は減っていくだろう、そして、よい方を広げて悪い方を抑えていくことになる、そういう方法も教育分野の方で考えていくことが大切かと思っております。

以上、ありがとうございます。（拍手）
○青山委員長 ありがとうございます。

次に、宮本参考人にお願ひいたします。

○宮本参考人 おはようございます。
本日、法律案の審議に当たり、子供買春、子供ポルノなど子供への性的搾取、虐待の根絶のために働いてきたNGOとして、ここで意見を述べさせていただきますことを感謝申し上げます。

現在問題となっているいわゆる出会い系サイトにはさまざまなものがありますが、緊急の対処を必要としているのは交際、具体的には性交等の相手探しを目的とするものです。これらのサイトは、携帯電話などから手軽に利用できる反面、犯罪が急増しており、たくさんの子供たちが巻き込まれています。特に事件の多くを占めるのは子供買春です。このような出会い系サイトにかかわる犯罪から子供を保護するために、政府が今国会に法案を提出されたことを評価いたします。その上で、内容につきましては、幾つか大きな問題点があると考えます。

第一に、出会い系サイトで子供を誘った者を処罰するとしていますが、同時に、勧誘の書き込みをした子供に対しても罰則を科しています。これは、子供買春の被害者に対して懲罰的アプローチをとらないとする国際合意、ストックホルム宣言及び行動計画に反することです。国際ECPATとしても、この子供処罰規定を問題視しておりますし、今後、国連などの場で問題とされる可能性が高いことも申し上げさせていただきます。

子供処罰の背景には、子供買春事件の九割が子供からの勧誘がきっかけであるという統計がありますが、その認識には重大な誤りがあります。

サイト利用者の大半は成人男性であり、彼らは子供の書き込みを待っていると言えます。確かに、一たん子供が書き込みをしてしまえば、そこから巻き込まれていってしまう危険性が高くなるかもしれません。しかし、だからといって、子供の書き込みを罰するというのは本末転倒です。子供を罰することによって、相対的に、子供を性的対象とする買春者や虐待者の責任と犯罪性を弱め、正当化の論理を与えてしまうことを認め

識すべきではないでしょうか。

昨年十一月に兵庫県で起きた三十五歳中学教師による十二歳の少女の監禁致死事件は、一つの象徴的なケースとなりました。この男は、少女に手錠をかけ、ワゴン車に監禁し、そこから逃げようとして少女は死に至らしめられたわけですが、判決の中で裁判長は、テレクラを利用した少女にも多少の落ち度があったと述べています。九九年、全会一致で成立した児童買春、児童ポルノ等禁止法の趣旨が法執行現場では実体化されていないという現実を示しています。

同時に、子供に対して、自発的、積極的に売買春に関与しているという印象が日本社会に広まっています。しかしながら、事実はどうでしょうか。冷やかしかや暇つぶしで書き込みをした子供が巻き込まれていく場合もあれば、家庭内の性虐待を初めさまざまな虐待、学校での疎外、いじめなどで傷つき、相談相手や優しくしてくれる相手が見つからず、それを出会い系サイトに求めてしまう子供たちもいます。また、一方的に送られてくる迷惑メールやティーン雑誌に繰り返し登場する記事、広告などで楽しげな印象を持ち、サイトを訪れる場合も多々あるのです。

テレクラ被害が最初の問題となった当時も、子供の雑誌にテレクラ広告がしばしば載っていたということが指摘されました。子供の性的搾取に直結したマスコミ情報の実態と影響についても、今回改めて考え、対処する必要があるのではないのでしょうか。

責任を問われるべきは、子供ではなく、子供の状況につけ込む者です。その点、法律案では、子供を直接誘う者や出会い系サイト運営者に対する罰則、規制を設けており、一定の評価ができます。ただし、そうした出会い系サイト運営者や利用者にサービスを提供し、子供にとつても利用の入り口となっている携帯電話会社、プロバイダー等の事業者にも、悪質なサイトを排除したり子供の利用を防止したりする大きな責任があるはずですが、そうした事業者に対しては、拘束力のない努

力義務にとどまっています。通信の秘密がその理由であると説明されていますが、子供の最善の利益から見た場合、考え方の優先順位に問題があると言わざるを得ません。

サイバー犯罪条約を提示した欧州では、イギリス、フランス、アイルランドなどのISP、インターネットサービスプロバイダー協会が、子供への性的搾取を防止するため、企業の社会的責任として積極的な協力を実践しています。例えばイギリスでは、自主規制と共同規制、コレギュレーションを組み合わせたアプローチを採用し、官庁、法執行機関、ISP、コンピュータ製造業者などの官民の関係者が参加するタスクフォースを組織して、法的、非法的両面で取り組みを進めています。

他方、子供たちに対しても、このままほうっておいていいということでは決してありません。ことし三月に東京で開催された世界初の「モバイルインターネットと子ども」に関する国際ワークショップで日本人高校生が訴えたことは、一日二十から三十件のスパムメールが入り、ワン切りも多々ある。出会い系とわかるものもあるが、わからないものもある。趣味のサイトと混同して話をしていたら、途中から性的な話になっていった。中高生用ファッション雑誌の中に出会い系サイトを勧める文章が載っている。とにかく野放し状態であり、子供は出会い系サイトが自分たちにとってどう影響を与えているかを教わっていないということです。

二〇〇二年度から公立小中高にインターネット接続がなされましたが、ハード面の整備と車の両輪でなければならないインターネットの安全教育、インターネットリテラシーが実施されておらず、学校カリキュラムの中に必須科目として入れる必要があります。

また、出会い系サイトにまつわる危険やインターネットの安全な利用法を学校や家庭で教えることはもちろん、第三者機関として子供が気軽に利用できる相談窓口やカウンセリングの場を設けることがぜひ必要であり、この点については、予算及び人員措置が確実に担保される義務規定にしたいと大きく、お願いいたします。

九九年に成立いたしました先ほどの児童買春、児童ポルノ等禁止法において防止教育の条項が努力義務のみであり、効果的な執行が行われなかったことが、出会い系サイトにかかわる被害状況をここまで深刻化させた一因でもあると考えます。

以上の点、また、お手元にございます参考資料の中で述べさせていただいております諸点を含めて、何とぞ十分な審議の上、日本政府が既に批准した子どもの権利条約及び今現在批准に向け準備を進めている選択議定書の目的である子供の最善の利益に立つた法律内容としてくださいますようお願い申し上げます。

最後に、こうした問題を解決していくためには、関係事業者や行政機関のみならず、何よりも親や教育関係者、そしてマスコミ、市民が意識を高め、子供にとって安全なインターネット環境を築いていくべきであると考え、ECPAT/ストツプとしても、すべてのセクターと協力しつつ、努力を積み重ねていく所存です。

以上、陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○青山委員長 ありがとうございます。

次に、坪井参考人にお願いたします。

○坪井参考人 おはようございます。日弁連からきょう出席させていただきました坪井節子と申します。このような機会を与えていただきましたことを、本当にありがたく思っております。

私自身、この数年間、子供買春の被害対策弁護団の一員として、子供買春の海外あるいは国内での被害者の弁護人として携わってきました経験、あるいは、それをもとにしまして、児童買春、児童ポルノ禁止法、超党派の議員の先生方とともにこの立法過程に参加してきた者として、昨年暮れ、今回の法案が出るという情報を聞いたときは、本当に衝撃の念を禁じ得ませんでした。レジュメの中にも書きましたが、ストックホルム会議、その後のフォローアップ会議、あるいは外務省が開きました国際シンポジウムや横浜の世界会議、そうしたところに、森山眞弓先生、谷垣禎一先生、そうした児童買春禁止法に心血を注がれた先生方がお出になられました。こうした国際理念に基づいた子供の権利保障、子供の性的搾取が子供の権利侵害であるということ、それをこの日本の国内で貫徹するのだという理念のもとに、初めて日本も国際社会で認められる法律をつくり至った。そうした法案が、三年たつて、今見直しの真ん中にあるこのときに、こうした子供の処罰を求める法律ができてきたということ、一体これは何だったんだろうというふうに今私は疑問であります。

これに関しては、日弁連が既に一月十八日の段階で意見を出しておりますので、詳細は資料におつけしました日弁連検証を見ていただきたいと思いますが、骨子を簡単に申し上げておきます。

子供の売買春をなくし、そして子供の被害を防止する必要性、そしてその社会意識を醸成する、それが急務であることにはもちろん私も大賛成でございます。しかし、本法による規制ということには、非常に重大な問題があると考えざるを得ません。

まず、処罰の不透明な拡大の懸念ということ、先ほど宮台先生も御指摘になっておられましたけれども、このままでは、構成要件の中で一体どこまで大人たちも子供たちも処罰されるのか、構成要件上、非常に不安を大きくするものであります。

また、孤立した子供たちがコミュニケーション手段として利用している携帯電話、サイト、そうしたもののへのアクセス自体を禁ずるといようなことになっていきますと、子供たちは一体どこへ逃げていくのだろうか。それも宮台先生御指摘のとおり、もっともクロードな場所へ逃げていかざるを得ないのかもしれないという、そうした懸念もござります。

それから、こうした法規制をする前に、必要な

のは、子供たちへの教育、福祉手段あるいは業界の自主規制であります。

先ほどモードの自主規制についても御説明がありました。さまざまな形で業界がもっと自主規制をしていくこと、あるいは学校教育の中で、子供たちにインターネットを使うことの危険性を教育していくことをして、それでもなおだめならということならまだわかりません。しかし、児童買春禁止法制定以来、そうしたことは何もなされていないに等しい状況の中で、まず処罰規定を持った規制法が出てくるということ、これは非常におかしい、順序が逆だと思えます。

そして、最大の論点になります、被害者である子供処罰ということの法的矛盾であります。それはもうる述べておられますので、ここで繰り返しません。しかし、私は弁護士としても申し上げたいのは、少年法に基づく処遇、それが子供の不利益ではないと言わなければかりのこの法案の趣旨説明にござります。

私も、犯罪者となった少年、子供たちの付添人として、家庭裁判所でこの子供たちとともに歩く仕事をしております。もちろんそれは、大人の刑事罰とは違うという形で、子供の教育福祉という観点から、子供たちを何とか立ち直らせたいという働きをしておりますが、しかし、その中で、やはり子供たちは犯罪者として裁かれております。そして、たとえそれが保護観察であれ、あるいは試験観察、少年院送致であれ、少年法のもとで処遇を受けた子供たちは、前歴として、これは一生背負っていかねばなりません。

被害者である子供たちが犯罪者としてその前歴を背負って一生生きていくようなことをしておきながら、なぜ子供たちに対して不利益がないというふうにおっしゃるのか、私も到底理解できません。

こうした子供たちに対して、福祉的措置、本当の意味でのハード、ソフト面での充実というのはほとんどなされていない。処罰をした後、一体どうするのか。子供たちが今こうしたことに踏み込

まざるを得ない、先ほど宮本さんがおっしゃっていましたが、そうした実情を踏まえた子供たちへの福祉的措置、それこそ必要なのに、これも何ら講じられていないという実情の中で処罰が先行するということは、これには私も反対せざるを得ないということでございます。

若干敷衍しておきますが、レジュメに図をつけておきましたので、ごらんいただけますでしょうか。

この法案の法的な整合性のおかしさということの一つの例なんです、二つの丸を書いてございます。左側が児童との性交等、それから、右側が児童との対償の供与を伴う交際というふうにしてございます。

現在の法制度上、処罰をされますのは、この丸が重なる部分、児童買春の部分の大人処罰、それは児童買春禁止法で大人が処罰されます。しかし、左側の部分、児童との性交等につきましては、もちろん児童福祉法の淫行勧誘、あるいは幾つかの県における条例で処罰されるということはあると得るとしまして、基本的に、法律に基づいて、児童との合意に基づく性交をしたというだけで、大人と子供、いずれも不処罰でございます。

それから、児童との対償の供与を伴う交際、これは、例えば子供がお小遣いをもらって食事をした、あるいはカラオケと一緒にいったというような場合なんです、これも大人、子供とも、法律に基づいては不処罰であります。

しかし、今回は、このいずれの行為に対しても、実行行為については処罰はしないけれども、誘引行為について大人も子供も処罰する、そういう法律になっている。これは私としては、法案の整合性という意味で、立法院の先生方にも一度考えていただかなければならない重要な点だと思っております。

それから、今回、犯罪被害を予防するための法律ということになっておりますが、一体、子供たちをどこまで、被害から守るために、どこまで規制すれば犯罪被害を防止できるんでしょうか。例

えば、夜道を一人で歩く女の人の被害を防止するためにこの人を拘束するということすら、強姦被害を防ぐためには必要になってくるかもしれない。そういう意味で、被害者をどこまで規制することが犯罪防止につながるんだろうか。犯罪予防というためには、余りにもこの法律の規制範囲が、対象が広過ぎると思います。

また、懸念しますのは、子供がこうした出会い系サイトの誘引行為の末、自分が買春行為の被害者になった上で、暴行、傷害、強姦等の被害に遭遇した場合、果たして、子供たちはその被害を告知できるのでしょうか。

自分は誘引行為で処罰されるということが、今出てくるわけです。自分が出会い系サイトを通じて処罰される対象になった子供が、自分は強姦罪や暴行の被害者であるということを告知することができるとはどうか。被害者の子供たちの口封じになってしまおうという意味でも、大変これは問題だと思っております。

また、先ほど御指摘もあつたとおりですが、犯罪となりますと、そうした犯罪に、供用物件あるいは組成物件に関しては、捜索・差し押さえる対象となつていきます。携帯電話やサイトのさまざまな情報がつくった警察の捜索・差し押さえるの対象になっていく。これは大きな意味で通信の秘密あるいは表現の自由の侵害になるということも懸念されております。

こうした非常に大きな問題を抱えているこの法案を軽々に成立させていただきたくない、もう一度、本当に子供たちを守るための大人の責任はどうあるべきかというところから真剣に考えていただいて、立法院の先生方に、世界に恥ずることのない法律をお考えいただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。(拍手)
○青山委員長 ありがとうございます。
以上で参考人の方々からの意見の開陳は終わりました。

○青山委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島聡さん。

○島委員 民主党の島聡でございます。きょうは参考人の皆さん、本当にありがとうございます。民主党からは二人、私と水島議員が質問に立ちます。私の方は、いわゆるサイバー社会に関する質問をさせていただきますので、宮台参考人と森参考人にお話を承りたいと思っております。

いわゆるブラウザフォンの世界といいますが、それが四千万ユーザーになってきて、これだけユーザーの急増があれば、当然、社会的、公共的インフラとしての意味を持つてくる。そのために、ある意味で法的に規制をする分野も出てくるだろう、その問題については私も賛成でございます。

ただ、問題は、その法律がどうかということが、これから我が委員会でも審議をしていくわけでありますが、サイバー関係の法律というのは、大きく二つ、問題が常にあります。実効性の問題において二つあります。

一つは、ラットイヤーともいうべき技術進歩があつて、法律ができたところにはもう次の段階へ進んでいるということが一点。もう一つは、プロバイダー責任法のとくにもありましたが、グローバルな世界ですから、法律は国内を縛りますが、プロバイダー責任法のとくにも、例えば外国に、近くの隣国に、韓国ぐらいに置いてあつたらどうするんですかという私の質問に対して、それは法律的には関係各国ともこれから協調していくしかありませんということがあつて、なかなか実効性がうまくいかないという話になりました。

宮台参考人にぜひお聞きしたいのは、取り締まりがどのような効果を上げてきたかということをつぶさに見てこられた。私が申し上げた第一点のところでありまして、一体、今までどのような有効性、つまりこれは、この法律が本当に実効性があるかどうかということも含めての質問であります。

が、どのように取り締まりが効果を上げてきたかということに関してお話をいただければと思います。お願いいたします。

○宮台参考人 幾つか象徴的な事例があります。

九六年以降、各自自治体でさまざまなテレクラ規制によって、いわゆる二百メートル規制や五百メートル規制ができて、テレクラの立地が基本的に難しくなりました。そのときから私も主張していましたが、当然のことながら、店舗という形をとらない電話回線上のテレクラ、すなわちダイヤルQを使ったツッシュットや伝言ダイヤルに大半が移行する、その結果、むしろ問題が大きくなるだろうというふうにならしてきています。

何ゆえならば、特に大都市に多いのですが、テレクラで出会った男女が、男側の計略によって女性側が暴行されるという事件が、事件になっていないものも含めまして、大変に多くあります。これは現在でも膨大な量があります。

しかし、この大半はもう警察に訴えることができない、ということもありますので、実は、店舗のテレクラがあつたところには、テレクラがブラックリストをつくるという形で少女に告知するといふ、つまり、フロント側の対処が行われていました。しかし、店舗テレクラが消えたせいで、テレクラのフロントに相当する、要するに事業者が男側のユーザーを把握することができなくなり、その結果、事実上、テレクラのフロントが果たしていたある種の抑止機能あるいはスクリーニングの機能が失われ、問題が拡大したというふうには認識しています。

問題が見えなくなることですつきりしてしまふというようなメンタリティーは、これは各国、日本に限らずあるわけですが、実際にユーザーの側に需要つまりニーズがあり、供給者がいるならば、それを単に見えなくしてしまつてどこかに追いやる場合には、子供の不利益を我々がともに目にするのができなくなつてしまふ可能性があらますので、そのことにとりわけ注意をいただきたいと思います。

○島委員 国際的な話を森さんに聞きますが、私もiモードの利用者なんですけれども、先ほど、プロバイダーの関係者に対しても、努力義務規定じゃなくても少し強い義務をという話がありました。でも、これは、別の国にサーバーを置いて、ここからやっていく、インターネットですから、つながるといことは技術的に可能ですね。

○森参考人 今の情報提供者さんのサーバーは、恐らく海外にあるものと思っておりますけれども、残念ながら、我々の方ですべて把握してはおりませんけれども、今のいろいろなインターネットの環境を考えますと、そういうこともあるんだろうなと思っております。技術的にはもちろん可能でございます。

○島委員 ということで、同じような問題がこの問題にも発生してくるんだと思っております。

本当に時間がないので恐縮でございますが、成り済ましの話をされました。これは具体的にきちんと聞いた方がいいと思うので。

今の法理では、例えば、これを私がどこかで落とした、あるいはどこかでとられた。そして、ぼんぼんぼんぼんとして、電話番号です。そして、その上で名前、島聡といつても何でもいんですが、そのような形の場合には、今回の法体系では、今、宮台参考人にお聞きしたいんですが、いわゆる個人情報等をその後すべて把握される可能性があるという法体系になっている、そういうことでございますか。

○宮台参考人 いわゆる出会い系サイトのアクセスの仕方は幾つかあります。いわゆる電話番号をIDがわりに利用するところがあります。その場合には、成り済ましは比較的難しいかもしれませんが。

しかし、例えばメールアドレスであれば、これは架空メアド、あるいは、もちろん携帯電話の中で、架空ではないんですが、自分で自由自在に臨機応変にメールアドレスを変えることができるような体制になっておりますので、そうした状態で、つまり、アイデンティファイターが非常に難

しい状態で利用するユーザーが大半を占めるような状況では、今おっしゃったような問題、つまり、成り済ましの問題は生じやすくなり、成り済ましかどうかを見きわめるために捜査が入るということがあり得るというふうに考えています。

○島委員 最後の質問になると思えます。森さんに聞きます。

いわゆる公式サイトですね、iモードさんの。私が聞いた範囲では、公式サイトは三つぐらいのメリットがあつて、簡単な操作で素早くアクセスできる。確かにそうです、やってみました。そして、コンテンツ利用料回収代行サービスが受けられる、公式ということですから安心感やブランド力がある、そういう話になります。

ただ、問題は、これは、先ほどの話でいくと、要するに、三千幾つですから全体の二十分の一です。私、これを知っていてあえて聞いて恐縮ですが、政治家のサイトというのはこの公式サイトに入れませんか。どうしてそういう基準になつていくんですか。

○森参考人 どうしてそういう基準になつていくかというところでね。

いわゆる思想と言つてもあれですけども、政治家の皆さんも、それぞれの御意見とかいろいろな思想がございます、何というんでしょうね、いわゆる思想とかその辺のものについては、公平性を保つというか、その辺の観点から、今回は掲載記事の中にはあえてそういうのは御遠慮いただいているという次第でございます。

○島委員 というように難しいんですよ。そうすると、何か政治家の私どものサイトというのは、公式にならないような、何か不思議なサイトだという話になつてしまふわけですね。

もちろん、これは民間企業がやられることですから、それはそれとして一つのお考えだというふうには私は思いますが、その一つの基準をつくっていくときに、公式サイトはいいけれどもほかのサイトは悪だみたいな形になっていきますと、せっかくのインターネットの、これから、モバイルの

社会、モバイルインターネットというのは伸びにくくなります。今回の法も同じだと思います。

だから、当然、この出会い系サイトというのを実効性あるような形できちんと縛れると同時に、簡単に言えば、このモバイルがどんどん発展したのは、実は、女子高生がいろいろな使い方をしたからでしょう。いろいろな使い方をしたんですよ、私たちがだれもわからないような。

そういう意味でありますから、そのいわゆる発展と、そしてまた、きちんと健全な発展をするために、これからしっかりと審議していきます。

きょうは、参考人の皆さん、ありがとうございました。

○青山委員長 水島広子さん。

○水島委員 民主党の水島広子でございます。

本日は、参考人の皆様、お忙しい中、ありがとうございます。

私は、子供の観点から質問をさせていただきたいと思っております。今、島議員が質問をされたかった四名の参考人の皆様に質問をさせていただきたいと思っております。十分の持ち時間で質問をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ御答弁は簡潔にいただけますよう御協力をお願い申し上げます。

まず、野口参考人にお聞きしたいと思います。この出会い系に書き込みを繰り返すというの、子供の一つの問題行動と私は考えていいと思いますけれども、このように問題行動を繰り返す子供たちと実務レベルで深くかわられた御経験はございますでしょうか。また、そういう御経験がございましたら、実際にそういう子供たちがまた健康に育っていくためには、どういうかわりが有効であったというふうな御経験がございましたら。

○野口参考人 私は、事後のカウンセリングでかわりましたので、そのときのことからお答えしたいと思います。

まず、子供たちが言いますには、それほど悪いこととは知らなかった、そういうふうになるとは

知らなかったということがございまして、そういうところから、まずは、では、情報として、例えば妊娠をしたということなんです、それが避妊とか、どういうときに妊娠するという体の知識というものを与えていなかったことによつて起こつたということで、それはいけないんだとか、情報があれば防げることになると思えます。

それは、カウンセリングの途中でかなりの痛みを伴っておりますが、回復します。でも、それを回復する前に、予防の点、防止の点で、こういう規則があるということはやはり抑止力になると思つて、この案に賛成しております。

○水島委員 申しわけございません。問題行動を知らないでやってしまったというのは、多分一回の問題行動にとどまると思うんですが、問題行動を繰り返す、悪いとわかつていても繰り返す子供たちとかかわられた御経験をお願いいたします。

○野口参考人 悪いとわかつていても繰り返す、いろいろな、たばこにおいてもお酒においても、悪いとわかつていても、一度目に悪いということをお教えられてその後繰り返すということに、やはり、その子供たちの日常のほかの面での、つまり満足感とか、悪いと思つていてもそれをやつてしまふその子供の背後の家庭環境とか、それから友人との自分の地位とか、そういうものが影響していると思えます。

○水島委員 それでは、同じ質問を坪井参考人にさせていただきますか。

そういうふうな問題行動を繰り返した結果、いろいろなトラブルに巻き込まれてしまふ子供たちと恐らくかわられておられると思うんですが、けれども、そういう子供たちが、いろいろな背景の中でどういう支援を一番必要としていて、どういう支援が実際に効果があつたか、その御経験を教えてください。

○坪井参考人 お話ししたら切りがないほどあります。

多くの場合、やはり、その生育過程において、極端な形でいくと虐待、あるいは親からの過保

携帯電話の販売者であったりあるいはプロバイダーであったり、いわゆる事業者の方々は、こういう出会い系サイトを利用した犯罪とは、私たちは中立的な立場にあり関係なく、全く責任がないというふうな認識は持っておられますか。

○森参考人 私どもといたしましては、先ほども説明でちよつと申し上げましたけれども、この出会い系サイト自体が社会的に大きな問題になっているという事実は認識しておりまして、やはり我々の利用者、お客様あつてのサービスですから、お客様の利便性をより向上させるという立場から、今回、お客様が出会い系サイトに触れない形でお選びいただけるというような機能を提供させていただいてるところです。ですから、お客様の利便性というのが一番大事だと思いますので、その中の一環の取り組みだと思っております。

○馳委員 法律の第三条の、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する責務というのを考えれば、いわゆる事業者の方々に一定の責務があるという観点から、今後、ドコモさんもフィルタリングサービスについて積極的に取り組んでいかれると思っておりますし、期待いたします。

その観点から質問を幾つかさせていただきたいんですが、フィルタリングサービスをする場合には、どのサイトが適正でどれが不適正なのか、その基準づくりは大変難しいと思うんですね。財団法人インターネット協会も、年間五千万円ほどの国の助成を受けて、その基準づくりについて大変苦慮しておられますし、そういう公的支援を受けながら努力しておられますが、それはドコモさんとしては、まず、何が適正、適正でないかという判断をどのように技術的にしていこうとされるのか。

また、ドコモさんほどの資本力のある会社であるからこそできることかもしれませんが、そうでない中小のプロバイダーの方々とか、できない事業者もいらっしゃるでしょう。そういう観点につ

いて、やはりもうちよつと国として関与すべきではないかという御意見もあつたらお願いしたいと思います。

○森参考人 ほかの事業者の話は、ちよつと、それぞれ意見がございますので、私どもの取り組みについてまず御説明申し上げますと、我々はiモードのサービス開始当初から、我々の顔として、iメニューリストというものでモバイルインターネットを普及するように、便利なサイトを集めてやってまいりました。

その中で、今回、出会い系サイトに相当するようなサイトは、我々の掲載基準の中から、メニューリストの中でこれはできませんという形になっておりましたので、今回、事業者側で、ドコモとしてできる範囲で、利用者の利便性向上という立場から、ちよつとこのiメニューリストのところだけをつなげるようにすれば、今回の出会い系等、青少年の健全な育成の妨げになるようなサイトにはつながらないかと判断いたしましたので、今回できることからということで、我々の方でフィルタリングとか、iメニューリストだけつなげるようなサービスを提供しようと考えている次第でございます。

○馳委員 提案ですが、こういう出会い系とかアダルトサイトにはそもそも接続できないというふうにしておいて、希望者には接続できるようにする、こういうことは技術的に可能なのでしょうか。

○森参考人 先ほど、宮台先生のお話にもありましたけれども、要は、何をもち健全でないというか、いわゆる出会い系サイトかと判断するのは、技術的には非常に困難なものだと思っております。

○馳委員 大変難しいですよ。私は宮台参考人のお話を伺っていて、成り済ましであるとか、あるいは出会い系サイトを使った犯罪というのは、例えばデート商法なんかもぼちぼち出てきておりますし、なかなか取り締まりが難しいので、なるほど警察庁の方もよく考えたな、いわゆる一定の抑

止力を持つ法案として出してきたのかな、こういうふうな私、判断せざるを得ません。

そういう意味でいえば、宮台参考人も、基本的にはこういう一定の社会的な制約というものが必要であるという冒頭におっしゃられたんですが、では、この法案として、我々も法律上考えると無理からぬ、この程度かなというふうな部分、気持ちを持つておりますが、より効果的な抑止力を持つような対応をするにはどういうふうにしていったらよいのかという御意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○宮台参考人 これさえあれば抑止できるということはないと思うんですね。参考人の方々がおっしゃったように、さまざまな、複数の施策の結合が必要だと思います。

先ほど、島先生の方からお尋ねいただいたときに、テレクラのフロントの件を出しましたが、実際にはなぜフロントが抑止力として働いていたかという、やはり後ろめたいので強姦されても警察に訴えることができないというケースが非常に大きいからです。したがって、比較的第三者的な警察ではない、つまり処罰されないテレクラのフロントの方に行くということがありました。

そのような意味で、例えば、処罰をすれば単に抑止力として働くという部分だけを取り上げて考えることができない。やはり費用対効果なんですね。どういう費用、コストがかかるのかということとを考えたければならず、水島先生もおっしゃっていましたけれども、それによって例えば人権を侵害された子供が、つまり犯罪に遭つた子供がそれを訴えることができないというような可能性がみじんも存在するのであれば、そのような法律は公正なものではない可能性があります。

その辺、ほかにもいろいろコストがあり、そのことはお話をいたしました。コストを最小化する工夫がこの法案に存在するとは、私の考えでは認められないというふうに思います。

○馳委員 難しいな。私がそういうことを言っちゃいけませんね。本当に、探そうと思えば抜け

道が……。売春が目的ではない子供たちにとつて、ちよつとおもしろそうだからやってみようかなという子供たちにとっては一定の抑止力になると思うんですが、確信犯の子供たちにとっては大丈夫かな。そして、捜査の段階で、いわゆる個人情報警察の方に恣意的に使われる不安というものは、一抹の不安は私も感じます。

個人情報保護法案が今衆議院で成立して参議院に回つておりますので、そういった行政機関が得た個人情報の他への転用とかをしてはならないのは、もちろん重々、与野党問わず、議員からの指摘があつて、理解されているところではあります。が、犯罪捜査に利用する場合にはどうなつてしまふのかなという一抹の不安をここでは感じざるを得ません。

そういう意味で、先ほど宮台参考人も御指摘されましたが、いわゆる出会い系サイト、そして今回の法六条、七条、八条違反に基づいて警察が捜索に入る、情報を得る、こういったものが個人情報として警察側に渡ることの危険性、怖さ、こういったものについての御意見がありましたら、ぜひ聞かせていただきたいのですけれども。

○宮台参考人 個人情報犯罪捜査に利用される場合も、行政機関による個人情報の利用ですね。したがって、行政機関個人情報保護法を拡充してこれが犯罪捜査に使われた場合であっても、盗聴法というか、通信傍受法と同様に、個人情報を使つたということをその情報の当事者に、まさに自己情報閲覧権、制御権の概念の内側でこれを開示していく、情報をお知らせしていくということが必要かと思ひます。

しかしながら、現時点では、犯罪捜査に例えば携帯電話の位置情報、これは通話記録に伴う位置情報と、絶えず発信基地と電波をやりとりするときに蓄積されていく位置情報があります。これが犯罪捜査に使われているわけですが、実際には通信傍受法の適用範囲外でありまして、こうした犯罪捜査に使われた非常に重要な個人情報、政治家

さんにとっても非常に重要な個人情報だと思いますよ。いつ、どこに、どういうふうにして、どういうふうに移動したのか、全部わかるわけですからね。そうしたものが利用された後にそれが告知されないという現行法のあり方、あるいは現行法案のあり方には問題があると思います。

○馳委員 問題があるという御意見はしっかりと私も受けとめたいと思います。

それから、森参考人にまたお伺いいたしますが、私、きのう、ちょっと役所の方に提案したんですが、サイトの開設者ととしてプロバイダーというのは、契約するときに利用約款を結ぶわけですよ。そのとき、こうしたらどうかという提案なんです。

七条の明示伝達義務違反、八条の児童確認義務違反、こういうサイトの開設者に対しては、もうプロバイダーの方で、明確に違反しているの、判断してすぐ契約切っちゃうよ、こういうのをもうちょっと厳しくやったらいいんじゃないか。事業者の皆さん方のまさしく責務としてやったらいいんじゃないか。もう少しそういう契約を、法に基づいて厳しい契約をとって置いて、そういうことをした場合にすぐサイトは閉じますよ。

もちろん、それでも、確信犯のサイト開設者は、名前をかたたり、次から次へと渡りのような形でサイトを開設するのかもしれないが、これまた一定の抑止力があるのではないかと、それも一つの事業者にとつての責務ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○森参考人 私どもが今迷惑メールの關係とかでいろいろ対策等を講じてまいりました経験から申し上げますと、先ほど議員が御指摘のとおり、最初は善人の顔をして入ってくる、後で内容がどんどん変わってくる。こういったものについてはいかんともしたいというのが現実の姿でして、一定の抑止力になるかどうかはちょっとわかりませんが、やはり効果としては限定的と言わざるを得ないんだろうな、そういうふうと考えてお

ります。

○馳委員 もう最後にいたしますが、宮台参考人に。

少女たちのこういう行動に非常にお詳しいと承っておりますが、今回、第六条違反を通じて、児童も犯罪者になるんですね。私は非常に心を痛めておりますが。

さて、少女たちは、いわゆる少女として、自分の性としての肉体が武器になるんだ、これで金を、おやじをちよろまかしてやろうとか、これは出来心なんですか。それとも、本当に、そうすることがより自分の心の空虚さを満たす一つの役割を果たしているのでしょうか。その少女たちの考え方、どういうふうな思いでアクセスをして、犯罪になり得るような行動をしてしまうのかという行動原理が私はちょっとよくわからないんですよ。

宮台参考人は、いろいろとフィールドワークも非常に多く、経験がおありだと承っておりますが、警察庁の報告では、九割の、少女の誘引による犯罪が多い、問題が多いということでありました。私は経験もないのでわからないのですが、ちょっとそういう、少女たちが、今回、犯罪者にもなってしまう。そこまで規制されざるを得ないような状況になってしまっている。ところが、少女たちにはそこまで犯罪意識があるのか。規範意識の欠如だけで、私はどうも心理的なものをとらえ切れないんですね。それについてもうちょっと御意見をいただければありがたいと思えます。

○宮台参考人 出会い系サイトを利用する動機は非常にさまざまありますが、短くするために、こういうことがあるということをお願いしておきたいと思えます。

それは、大人社会のダブルスタンダードということですね。先進各国のほとんどは、単純売買春は合法化されておりますし、日本も、単純売買春については事実上、売春防止法は適用されております。風俗産業は、ソープランドも含めまして、最近では、不況もありますので、本番大ブームとい

うふうになつておりまして、事実上、これも規制されておられません。そういうことは、この情報社会、インターネット社会でありますので、年少者、若年者、青少年にも多く伝わっております。

そういう状況で、例えば麻薬等であれば大人も厳罰に処せられる。そのようなものについて子供も処せられるということであれば、それは抑止力を構成しますが、例えば、酒、たばこは大人はやっていて、しかし子供はだめということになっていきますから、実際、もう高校生になれば、酒、たばこはやり放題に近い状況になるわけですよ。もちろん、それで補導されたりもしていますけれど、実際に抑止力を構成していません。そうした、つまり、処罰されるから酒、たばこをやらないのではない。恐らく別の動機でやらない人たちがいっぱいいるんだと思うんですね。

似たようなことは、例えば児童買春、少女の側から誘引をする買春についても言うことができると思います。かつて、テレクラの黎明期とは違って、不用意に、好奇心からたまにそれをやってしまったという少女の数は、全体の中で占める割合が随分少なくなっていて、実際には、ある程度情報が存在する中で、はい、私もこれをやってみようという、はつきり言えば、もう目に見える、可視的な、つまり、どういうものであるかがある程度想像可能なものにみずからアクセスするというスタイルになってきていると思えます。

○馳委員 そこを突っ込んで聞きたいんです。その動機の部分なんですよ。これは野口参考人にもちょっとお聞きします。少女の精神的な、思いの専門家ですかね。

その動機が、おもしろく、興味があつてやつてみようかな、友達もやっているからではなくて、いそしてまた、もちろんお金のためではなくて、いわゆる何か青春期の少女の特有な精神的な構造があるのかもしれないが、私、動機がよく理解できないんです。

繰り返しアクセスして、人に会って、自分の体をお金で売りつけるというふうな考え方自体が理

解できないんですけれども、なぜそういうことを行ってしまうのかという動機について、もうちょっと、野口参考人なりの御意見をいただきましたと思えます。

○野口参考人 私の三ページ目のアンケートのところでその理由がいろいろ書いてありますが、その中で、学生たちの話し合いの中でも、反対をした人たちの友達でやっている人がいるというような、それで、どうして行くんだらうかという動機を聞いたことがございます。

そのときに、最初には、みんながやっているからという、それもございます。そういう軽い気持ちの子供、児童と、それから、先ほどお話にもありました成育歴の面から、どこかの成育過程で、どこか固着していた場所で、親とか異性の親に対する気持ちから出る、あるいは虐待されていた、そういう循環的なものの理由でなるといふ部分もあります。それからもう一つ、私が興味を持ちましたのは、今の時代の流れに自分も安易に乗ってみるといふのもございました。

これもみんな、先ほどの抑止力ということになるという点では、本当にいけないことだというのがわかれば多分やめていただろうという友人の考え方ですので、今回、いろいろな御意見がありましたが、確かに、規制自体が難しいということと技術的にも難しいということのほかに、法律の整合性とかございますけれども、やらない子供よりやっている子供の方が少ないわけで、その中で、またある部分を抑えるという意味になりますので、動機というものは、はつきりこうだというのは、全部の方の意見、みんな別々でございます。

ですから、難しいところではございますけれども、繰り返しというところで、やはりカウンセリングをして、自分が本当にどうなるかということをやって、納得した場合にやめるので、やはりそういう一つ一つ細かい対応でいくということではないかと思っております。

○馳委員 終わります。ありがとうございました。

○青山委員長 次に、達増拓也さん。

○達増委員 きのう、私の地元の中学生が修学旅行で国会見学に来ていました。私が紹介したので、最初、迎えて、あいさつなどをしていたんですね。それで、きのうからちようど、いわゆる出会い系サイト規制法の審議が始まったので、青少年特別委員会というのがある、きょうからそういう議論が始めているんだよとその中学生たちに言ったら、ある女子中学生が、その話し合いには中高生も参加しているんですかと聞いてきて、非常に新鮮な質問で、目からうろこが落ちるような感じがしました。

きょうは、つまりきのうで言えばあしたには参事人質疑というのがある、ちゃんと、中学生、高校生のいろいろな現場とか実態とか、そういうのをわかった人たちに来ていただいた議論をするんだよと言ったんですけれども、でもその中に中高生は入っていないんですねと云って、すごくがっかりしていたんですね。

代表なくして課税なしという民主主義の有名な言葉がありますけれども、代表なくして加罰なしということも言えるんじゃないかなということもふつと思いました。つまり、中高生は立法する責任能力はないから、結局、今ここに中高生がいないんですけれども、そういう中高生に自分のセクシュアリティをきちんと管理する自己責任というのを、加罰対象にまでしてそういう責任を求めるといのは、何か立法の仕方として矛盾しているのかなということを感じております。そこで、「可罰的違法性論の研究」という著書もある前田参考人に伺います。

可罰的じゃない違法性、つまり、今回のこの法案でいけば六条の二号と三号ですね。性交等の相手方となるように誘引する場合、異性交際の相手方となるように誘引する場合、これは対価を受けることを示してすけれども、そうしたことにについては違法ではある、しかし、児童みずから誘引する場合には、これは加罰の対象にはしない、そういうやり方でも、法規範として成り立つのではないか。

また、特に法律というのは言語による社会統制だというような、ある法学者の言葉を大学一年生のときに習った記憶があるんですけども、法律で違法だとなることで、かなりの程度抑止効果というのはあるんじゃないかと思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○前田参考人 おっしゃる通りだと思います。法律で違法だと定めることによる抑止、それからそれを越えて、いろいろなサングションのつけ方が法律の世界でもあるわけですが、刑罰の重さもいろいろあり得るわけですが、だから、売春も、違法であるけれども、単純売春は処罰はしない。ただ、それだけ、どういうサングションをつけて禁止して、規範を定着させていくかというの、やはり一般論としては成り立たないわけ、今の状況の中で、どの程度のサングションまでやる、それで、葉みたいなものですから、葉というのは必ずマイナスの側面といいますか、毒の面を持つわけです。毒でもあえて強い薬を使わなきゃいけないかどうかという御判断をここでしていただくということだと思っております。

私の個人的な判断としては、やはりこれだけ出会い系サイトで問題が起つてきて、何より問題なのは、悪いことだという意識がなくて、そして、お金になるから、みんながやっているからやるといふのがどんどん広がっていくことをとめなくていいかどうか、今の状況はどう評価するかということにかかわっていると思います。

それに対して、もちろん、一人一人説得して、それから、一人一人の問題をばかしていつて、みずから自発的にやめる、売春なんかはしないような子供をつくり上げていく、これはいろいろ側面から一番大事だと思いますが、それだけで、今何の手も打たなくて、出会い系サイトをこのまま野放しにしているのか、また、単に違法だと宣言するだけいいのかという、政策的な判断として、私は、やはりこの程度の、罰金にとどまるわけですが、宣言をするという意義は非常に有効ではないかと考えます。

ですから、違法性を宣言するだけよりは、罰金刑までつけた方が政策判断として合理的なのではないかと個人的に考えますと申し上げたわけです。

○達増委員 同じ質問を野口参考人にも伺いたいと思います。

特に、心理学の専門家でもあるということで、これは、少女、論理的には少年の場合もあり得ると思いますけれども、そういう誘引をする少女の心理を考えた場合に、法律が禁止していないからやってもいいんだ、みんながやっているからやってもいいんだというふうなことで踏み切る場合に、罰則はなくても、違法化されることによって、一歩踏み込まずに済むということが、これは統計的に数字で示すのは難しいんですが、かなりそういうことがあって、また、特に教育あるいは保護といった観点とのバランスからしても、そういう、違法ではあるけれども罰しないというやり方があり得るのではないかと考えていますけれども、この点、いかがでしょうか。

○野口参考人 最初に申し上げましたように、やはり規制をするというだけではだめで、もちろん、その背後での教育というものが非常に重要視されるということも申し上げましたけれども、いかなることだということを知らなかったという人に最初に知らせるということは、まず、子供の年代ですとかかなり効果があると思います。

というのは、同じような年代の人が、知らないであの人たちやっていると人たちが、知らない人があつた方がいねという言葉からも、それが大人の考えよりも、同世代の人たちがそう思っているということ、あと、それだけではなくて、やはり自発的にやらないようにするという土壌を育てていくということ、もしかしらば、規制よりも、もっとその前に出てくる教育の部分というのが大事だと思います。

そういう面で、私の「今後の課題」というところに置きました。一体、このぐらいの罰則が重いのか軽いのか、お金の面の罰則がつくということが評価の中であらわれてくるんだしたら、これはやつ

てみて効果があつたと。やはり、今まで罰則というものがなかったにもかかわらず、今回これをやるということで、もし抑止力が出たということになれば、これは一つの効果として評価されることになると思います。

ですから、この二つ、両方同じような重みでもって、罰則の効果と、それから同時に、教育を行う。その教育は、自分から自発的にやめるということ、学校と家庭での情報を知らせるということ、それにかかっているのではないかと思います。

○達増委員 これは、同じ問題を坪井参考人にも伺いたいと思います。

違法であるということで、加罰しなくても非常に効果があるのではないかと考えている方について、どのように思われるか。

○坪井参考人 私は、十分効果があるというふうには思っています。そして、子供たちを軽視してほしくない。子供たちは、それが自分にとって危険な行為であつて不利益であるということを感じて、と知った場合に、それでもなお自分たちを傷つけるかというふうな考えていた方がいいです。

これは、法律をもつてしなくても、本当に学校現場でその危険性をきちつと告知していくことによって、大方の子供たちはそういうことがでなくなる。そして、これを繰り返す子供たちというのは、処罰があつてもやります。ですから、それはもう、処罰をもつて規制できない問題性を深く持った子供たちというのが今本問題は問題になるのでありまして、大方の子供たちは、禁止されているという、そういう意識が醸成されることによって、十分に自分たちの行動を抑制できるというふうな思っております。

○達増委員 これは、同じ質問を宮本参考人にも伺いたいと思います。

特に、加罰ですね、罰則というものの、罰則がなければだめということはないのか。罰則がなくても、きちんと、こういうことをやっては

いけないということがはつきりすれば、非常に効果があるのではないかと考えについてはいかがでしょう。

○宮本参考人 先ほどの陳述の中で申し上げさせていたこととあり、子供たち自身も、自分たちがどう使うのか、何がおかしい、どういう影響があるのかということを知らされていけないということを、はつきり子供たち自身が私たちに伝えてくれています。ですから、子供たちにきちんと自分を守るための正確な情報を与えたときには、子供たちはほとんど判断するというふうに思えます。そして、禁止事項というのは既に、補導対象になりますので。

そこで、一つ、例えばとてもいい資料で、「警察時報」の二〇〇二年十二月のものに、台東少年センターの心理の主査の方が書いておられます。

こうした繰り返し繰り返しやるような子供たちに関して言うと、本当にその子供たちを目の前にしたときには、「自ら進んで売春をしていた少女を前にすると、被害者という言葉が色あせる感じを受けてしまう。しかし、彼女らはやはり買春行為をした大人の被害者なのだ。どんなにあつていかんと気軽そうにみえても、心の奥には自分は汚れてしまったという感情がある。今現在はその認識していかなくても、時間の経過とともに自分のしたことの重大さに気付く、愕然とする日がやってくる。性非行に走る少女たちの特徴は、セルフイメージの悪さだ。これは自己評価が低いということ、つまり、自分のことを、「駄目な人間、馬鹿」と評価しているということだ。売春行為をしたことで、ますますセルフイメージが悪くなり、自尊感情を持てずときには捨て鉢な気持ちになっていく。強姦や輪姦の被害経験がある場合はなおさらである。」

つまり、繰り返し繰り返す子供たちに関しては、こういうものが背景にあるわけですね。

ですから、その子供たちには特別の手当てが必要で、今、多くのそのほかの子供たちに関しても、きちんとした正確な情報とそして禁止

ですと、子供たちに何が悪いかわかることはきちんと教えるべきだと思います。それは私たちの責任です。その部分をやることによって、子供たちは判断するというふうになっておきます。

○遠増委員 次は、宮台参考人に質問をします。今の問題については、宮台参考人は、レジュームの中では「保護対象への加罰は法理として矛盾。」ということ、非常に明確だと思えます。

ただ、政府は、そこで、この法律の法益は社会法益なんだという言い方をするわけであり、一般の少女に危険なものが広がっていくのをとめるために、誘引を行う者については、これは児童であつても罰するんだという論法を使うんですけれども、女性のセクシュアリティというのは、これは古来、人類がずっと直面してきた課題だと思われ、それが搾取につながるというのが非常に高く、それが搾取に気づいた少女が、みずから経済的なものを獲得しに行くというようなことが社会問題になったりもしている。

これはもう、古今東西、いろいろな例を引きますと、そういう女性のセクシュアリティというのが、傾国傾城という言葉にあるように、殷王朝滅亡のきっかけになったあの姫己の、そういう神話的イメージもありますけれども、もう国を滅ぼすくらいのパワーを秘めているということ、それで、古来、そういう女性のセクシュアリティというのは文化的、宗教的な恐れの対象になったり、また、制度的に非常にいろいろな工夫で封じ込められてきたところがあると思うんですね。家庭の中で封じ込められてきたり、しつけの中で、あるいは近代教育の中で封じ込められてきた。

今、そういった制度がなくなると、文化、宗教というものもなくなると、そして行き着いた果てが、そういう物すごいパワーを秘めている、まだ児童、中高生ぐらいの段階でそういうパ

ワーを持ってしまうている人たちが自身にその責任、きちんと管理しろという責任を求めて、うまく管理しなかったら罰するぞというやり方を法律で定めるのは、ある種世も末、人類文明の行き着く果ての世も末状態だということに思うので

したがって、そういった観点からも社会システム論的にも、そういう社会法益を守るその責任を、いまだ十八歳未満にしてそういうパワーを秘めてしまっている人たちが一人一人に求めるのはいかなものかと思うんですが、いかがでしょう

○宮台参考人 社会的法益と個人的法益とどちらを保護法益として重要視するべきなのかということについては、社会政策論の中でも、あるいは公共政策論の中でも、学説の変遷があります。わかりやすく言えば、何が道徳的によい秩序か、例えば何がよき家族か、何がよき恋人関係かというようなことについての合意が存在するそのような社会では、社会的法益としてより秩序を守るというようなことに合意を調達しやすく、したがって、それが通りがよくなったんですね。したがって、そういう観点から売春を防止する、禁止する法律を持っている国も、あるいははいせつを禁止する国も、かつては今よりもたくさんありました。

しかし、今は、何がよき性的な秩序であるのか、何が例えば劣情を催すものであるのかについて、それは個人の良心に任せざるべきであつて、むしろその点については、人権の侵害がなき限り、あるいは人権の両立可能性の侵害がなき限り、立ち入らないというのが近代社会の流れというふうにして上げることが出来ます。その観点からいえば、例えば万引きなら万引きが犯罪である理由を、おまえが万引きするとかのやつも影響を受けて犯罪を犯してしまうからなんというの、万引き処罰の理由にならない、笑い話にしかすぎないというふうには私は思います。

それと、もう一つ非常に重要なことは、何人かの参考人の方がおっしゃっていたことなんですけ

れども、例えば自己決定と申ししても、自己決定の前提になるのは情報です。できるだけ完全情報に近い方が不利益をこうむらないわけですね。

その意味では、例えば、一九六〇年代にオランダが行ったタイムスパンの長い研究があります。それは、麻薬がある程度広がった段階での話ですけども、麻薬はいけなくて教えたグループ、いけない理由を説明したグループ、麻薬の是非を議論させたグループに分けると、麻薬はいけないというふうな禁止命令を出したグループが、その後の経年調査で、最も麻薬に手を染める割合が高いという結果が出ています。逆に言うと、子供たち同士で議論をさせたグループが最も麻薬に手を染める割合が低かった。

これはパラメーター、外生変数がありまして、麻薬がある程度広がった段階で自分がそれをやるかやらないかということが現実的な問題になった段階で意味を持つ議論であります、売買春、援助交際等につきましても似たような状況にあると思います。

個人的な経験から言うと、援助交際をする中高生の多くは、援助交際の危険を知りません。例えば、よくあるのが、地方なんかですと、男と待ち合わせで、車で移動すると、男の仲間が別の車で、ワゴン車等であつてきて、人里離れたところで輪姦するということや、今でも頻繁にありますね。必ずしも事件化はされていません。同じような形で、ワゴン車等に乗ったら、それに別の男たちが乗っていて、監禁されてレイプされるというような事件もあるわけです。その他さまざまな、現実にはこういうこともある、ああいうこともあるという事例を彼女たちはほとんど情報として知りません。

そういう危険にもかかわらず、つまり、あり得る確率論的な、簡単に言えばコストにもかかわらず、それをやる価値があるかどうかという判断を、つまりコスト計算をした形跡がありません。そのようなコスト計算をさせることは、抑止という観点からむしろ非常に重要でありまして、その

ようなコスト計算をさせるためにも、禁止されているからだめなんだよという議論はむしろマイナスに働く可能性があると思います。

○達増委員 最後に、森参考人にも伺います。

法律でどこまで業者は何をしるというのかはつきりしないような法律をつくっておきながら、どこまでやるんだと業者に聞くのは、本当にこれは立法者として無責任なんじゃないかと思っているんですが、法律がない段階でこの夏からのサイト規制のようなことをされる。そういう決定に至るモラルチェックの体制というんでしょうか、無限の可能性を持つと同時に、やはり非常な危険性を持つそういう携帯電話、モバイルというサービスを提供するに当たって、その社会的な影響とか危険性とかをチェックして今回のような意思決定に至る、そういう社内的な組織とか仕組みでやっていこうというのを伺いたいと思います。

○森参考人 私ども、新しいサービスを導入するときには、しかるべき意思決定機関というのがございます。これは、社長以下幹部の皆さんそろった場で意思決定をしていくというプロセスになってございます。

今回の件につきましても、これはお客様へのサービスですから、利用者の利便性向上ということとで、今現在社会問題化している状況につきましても、やはり親御さん等からの声というのでも聞こえてまいりましたので、そこを踏まえての意思決定だというふうになっております。

○達増委員 では、時間ですので終わります。

○青山委員長 次に、石井郁子さん。

○石井(郁)委員 こんにちは。日本共産党の石井郁子でございます。

きょうは、参考人の皆さん、それぞれ専門の立場からの意見陳述をいただきまして、本場にありありがとうございます。

きのう、当委員会、出会い系サイト規制法と略して言わせていただきますけれども、審議入りもいたしました。幾つか問題点も出てきておりますので、それも踏まえて私は少し質問させていただきます。

できます。

まず、いわゆるメル友と言われる友達の人ターネットを通してのつき合い、そのことについてちよっと伺いたいと思うのですけれども、これは野口参考人、宮本、坪井両参考人にお聞きしたいと思います。

メル友が大事な友達になっている子供たちが少なくないと言われています。ところが、きのうの質疑の中では、政府側からは、健全なメル友は規制しないけれども、異性交際を求めるメル友づくりは不健全だという答弁があったわけですね。私は、これを聞いて、異性交際を求めたら不健全なことというのは、ちよっと、もう時代が逆に戻ったんじゃないかということがありまして、本当にこれをもちと確かめることが必要になるわけですね。けれども、しかし、こういう感覚というのがこの規制法のもとにあるとしたら、大変大きな問題をはらんでいるというふうにも思いました。

そこで、私は、今、若い世代のことを余りよく知らないこともありますが、インターネットを通じてたいわゆる友達づくりというのがどんな実態にあつて、この問題をどう考えたらいいのかなということについて、少しお話しただければと思います。よろしく願います。

○野口参考人 いわゆる携帯で、つまり、最初は顔を知らない者同士の交際に入るとい場合は、多分その子供たちはフェイス・ツー・フェイスの交流というのがかなり欠けている場合が多いかと思えます。

今、私たちの学生とのディスカッションとかゼミでは、そういう顔が見えるうちの交際なく、急に出会い系サイトとかそういうインターネットの中で知っている気持ちになつてしまふという交流の仕方をいものだらうかというのを学生の中でも話し合つておりまして、そういう事件に結びつくというの、知つたつもりですぐ直接的な行為に行くというの、やはり、もしこれが実際の人物の、現実に顔を合わせた交際であれば起こらないことかもしれないというのが出ておりまして、

確かに、人間関係がなかなか、今までのように穏やかなものがなくなつてきているということから一つ、そういうメル友に先に走るといふことが出てくると思います。

異性交際を求めるというのは、これはとてもいいことでありますし、むしろ、ちゃんとフェイス・ツー・フェイスでもできて、そういうものでも趣味の仲間とか、もつとそれ以外に広めるといふ意味では、これもよい使い方の一つではないかとは思つております。

○宮本参考人 子供たちに聞きますと、今、携帯でのやりとりが本場にコミュニケーションを密にして、逆に言えば、朝から晩までといひますか、夜遅くまで親の関与なしにコミュニケーションができてしまう。これはもう欠かせないもののようにですね。先ほど申し上げた国際ワークショップにおいて、これがもしなくなつたらどうなるだろうというふうな言葉も高校生たちから出ておりました。

この法律でただ規制しようとする、つまり、子供たちを守るうとするのは、かなり限られたもので、この法律でできるのはそういうところだろうと思つております。もし、買春またポルノなどに関する性的な搾取全体を見ようとするときには、先ほど申し上げましたとおり、九九年に成立いたしました買春・ポルノ等禁止法、あの法律において、たとえ限定された出会い系でなくとも、ほかのさまざまな形のホームページがございませう。たとえどこであつても、子供を性的対象として搾取、虐待しようとする誘引に関しては禁止するという形で、ダブルで押していかなければならぬのではないかなというふうにも思つております。

○坪井参考人 私も、高校生の人たちが話を聞いているというレベルでしかお答えできないんですが、どうして大人たちが、自分たちがいつもみんなどうするか、自分たちはそうじゃないんだ、本当に興味の仲間を募つたり、一緒に映画に行く

仲間を募つたり、そうした形の仲間づくり、今なかなかフェイス・ツー・フェイスではできないものをインターネットを通じてやつていて、そして、健全な使い方をしている人たちが多いのに、このことを盛んに言っていました。

実際に、自分の子供も含めて、そうしたところをわかつて子供たちについては、危険もちゃんと承知しながら、自分の身を守りながら上手に友達づくりをしているというふうにも思つております。それが現状です。

○石井(郁)委員 どうもありがとうございます。私も、子供たちに、何が危険なこと、何が本当に自分の身を傷つけることになるのかとか、そういう点での情報、教育、これをもつと徹底することが先ではないかというふうにも考えておりまして、そのときに、これが健全、これが不健全という分け方は、法律をつくるときに安易に使つてはいけないなというふうにも考えておりまして、今お聞きして大分整理ができました。

同じような点、同じという失礼ですけども、児童買春の問題が今問題になっておりますので、その買春の問題で次に聞きたいわけですが、これも宮本参考人と坪井参考人に伺いたいと思います。

児童買春禁止法では、買春の問題で言えば子供は被害者だ、被害者として保護されるという立場だと思ひますけれども、今回の新法では処罰の対象になつてしまふという問題だと思ひます。その理由として出されているのが、一つ、これはアンケートの結果で、きのうも言われたんですが、これも、書き込みをするのは子供の方が多い、だから、子供の方にその誘引行為が多いので、やはりそれを罰しなければいけないということが性的商品化などの抑止力になるのではないかとということが言われました。

これは、きょうは宮本参考人の資料にも出されているんですが、しかし、これは事件になつたものについての分析だ、本当に圧倒的にそうなのかどうかというのをもつと検証が要するという話だつ

たんですが、ちょっとこの問題で、要するに、確かにみずから書き込みする子供たちもあると思います。その問題と性の商品化という風潮、これをどうやって食い止めていくかという問題をどう考えた方がいいのかということについてお聞かせいただければと思います。

○宮本参考人 資料の中にも申し上げていた書き込みだけでも、繰り返し繰り返し書き込むというところは、それは子供たちの被害状況がそれだけ深刻化してしまっている段階というふうな私たちが見るべきだと思います。ですから、その前に虐待が繰り返されている、その前に子供たちの権利が侵害されていることが既に多々起きてしまっている。そういう状況の子供たちにはどういう手当てをするのかということで、先ほど坪井さんもおっしゃっていましたが、きちんとしたケア、手当てというものが特別に必要だと思います。

それと同時に、出会い系にしろ何にしろ、子供たちの多くは非常に健全な形で使っているし、多くはそういう中に属しているわけですね。その子供たちに対して、あたかも子供を性的搾取、性的対象として使っても構わないとする風潮、それ自体を変えていかなければならないと思います。

そして、実は、九九年の買春・ポルノ禁止法において初めて買春者が処罰されました。それ以前はなかったのです。ですから、日本の社会、日本の土壌というものは買春者に非常に甘い、そういう土壌であるということをまず認識して、それを土台にして、特に子供に関して絶対的に被害者を出さない、子供から出さないという視点でこの商業的性的搾取を根絶していくような、そういう視点に立った方策を考えていかなければならないのではないかと思います。

○坪井参考人 私は、大変情けないというふうに思っています。子供が幾ら書き込んで、大人が買わなければもう子供は売れません。なぜ大人たちが、先ほど女性のセクシュアリティという話が出ましたが、子供たちのセクシュアリティ

ティーに惑わされ、それを買って、そして大人たちは、それに惑わされる自分たちの責任を棚上げして子供を処罰しようとするのか。本当に大人たちが情けないといふ言いようがありません。ですから、まず、子供が幾ら書き込もうが、大人が買わなければいいんです。だから、そのところをきちっとしていただくというのがまず第一。

そして、この長い長い売春の歴史の中で、ずっと売春者が悪い、売春者が加害者だという意識で来ていました。それを根底から変えない限り子供が被害者だという認識がでなければなりません。そうしなければ性の商品化はなくなるといふこの意識、それをまた逆戻りさせるような今回の法律というものは根底から考えていただきたい、そういうふうな思いです。

○石井(郁)委員 それでは、出会い系サイトの事業者の側の問題でちよつと伺いたいと思います。今のお話のように、やはり現状で買春目的の書き込みが放置されているということがあるわけでしょう。それから、児童買春禁止法の趣旨を踏まえるのならば、本当はそういうサイト事業者、運営者自身が書き込みを防止するような責任や義務を果たすべきだというのが先にあるべきだと思います。そういう点では、業界の自主規制というのとはできないものなのかどうか。それからまた、現状でどういう有効な手だてが考えられるのか。この面で、少し森参考人に伺いたいと思います。

○森参考人 私ども自体が出会い系サイトの事業者ではございませんので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思います。今回のフィリタリングといふこと、我々の方は、今回のフィリタリングといふこと、iメニューリストだけを見られるというサービスをやっております。ほかの携帯電話事業者の方も同様のサービスをやっていて、自主規制という形で取り組んでいるものだというふうな思っております。

○石井(郁)委員 性の商品化の問題で、もう一点、宮台参考人に伺っておきたいと思ひます。

先ほどの意見陳述の中で、規制によって別の手段が選ばれるだけで終わる可能性があるということ、この間の経過が言われて、また新しい事態も進んでいるんだというお話が少しございましたので、もう少し詳しく伺いたいと思ひます。ふうに思ひますし、この有効性という問題ですね。それから、性の商品化というのは、実はこの間の日本の社会の中でどんな実態で進んで、またそれはどこに一番の問題があるのかということ、言えれば大変それは長くなると思ひますが、少し簡潔にお示しいただければと思ひます。

○宮台参考人 性の商品化それ自体の是非は、これ自体が非常に論争的です。二つ、ポイントがあります。

それは、性的サービスに對價が提示されることと人格の理解とが混同される。すなわち、性的サービスは商品化されても構わないが、人格の商品化はよくないという立場が例えばあり得ますね。そういう観点から一つ問題が提示できます。あともう一つは、性別非対称性というふうには一般には申しませんが、なぜ女性の性的サービスばかりが商品化されるのか。単にそこに性的サービスに對する對價の提示だけがあるのだとしても、そうした性別非対称性が、女性という存在に對する、ある意味で比喩的に言いますが、全般的に暴力的な社会イメージを構成してしまう可能性があるというのを危惧する、そういう立場もあります。

こうした問題は非常にセンシティブ、難しい問題ですから、市民同士議論をしながら、何がよき人間の振る舞いであり得るのかということについて、簡単に言うと、少しずつ合意を形成していくかなければいけないわけですね。なかなかそういう状態に入ることができず、学校の先生がだめと言っているとか、法律がだめと言っているという状況であります。これは、先進国の中でも、日本が

最も著しい思考停止状況に陥っているように私は推測をしております。

したがって、有効性の問題は、先ほどから繰り返し、私あるいはいろいろな方が申し上げておきまして、確信犯は必ず抜け穴を見つけてくること、何ゆえならば、それだけ社会が複雑だからですね。

ここに挙げたクロージドなツィット・チャットというのを少し説明しておきますと、これは、二人だけがコンピュータ上で、あるいはパソコン上、携帯電話上でチャットができるようなシステムですから、ほかの人が内容をのぞくことはできません。したがって、そこで交わされた交渉事は、ちょうど電話の会話とよく似ていて、当事者だけが知り得るものとなっておりますので、例えばそうしたクロージドなツィット・チャットを利用して相手を探そうという子供や大人たちが確実にふえ、ネット社会ですから、その情報が一瞬において共有されるだろうと思ひます。ネットの中でさても、簡単に抜け穴は見つかります。

それよりも、こうした規制が出てくると、私のレジュメにも書いてありますように、いろいろな雑誌が、これをぐぐり抜けるためのいろいろな提案をしています。やはり直接に声をかける、直接の声かけがいいのだとか、あるいは三行広告やインターネットの掲示板での広告を通じていわゆる女子中高生を置いているホテル、違法なホテルですが、そうしたものを利用するのがいいのだとか、あるいは数少なくなったテレクラを見直すわけではないといったようなことが書かれているわけで、これは予想どおりではありますね。

むしろ、規制法が規制法案という形で話題になりますと、そういう抜け穴についてのコミュニケーションが異常なほど活性化してしまっていて、そういう雑誌を読む人たちが全体として延べ数が非常にふえますね。そのことを危惧した方がよろしいかというふうな思われまふ。

○石井(郁)委員 ありがとうございます。この法案で

は「インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護」するということで、性犯罪のみならず、あらゆる犯罪を防止の対象としているという面がございます。

それで、これは法律の専門家である前田参考人、坪井参考人に伺いたいのでございますが、児童と性交とかお金と交際という買春以外の勧誘行為も規制対象になっていますが、こういう買春の書き込みはともかく、インターネットの利用に起因する犯罪ということではいまいちどういふようなケースが想定されるんでしょうか。何かお考えがございましたら伺いたいと思います。

○前田参考人 要するに、インターネットのサイトを利用することによって巻き込まれる犯罪から児童を守っていく、そのために誘引を禁じていくという仕組みになっているわけです。ですから、女子高校生なんかがどんなサイトに入り込んできて、特に、確信的な人よりもむしろ知らないで入り込んでくるのをどう防ぐかというかなり重要な面があるんだと思うんです。ですから、それに巻き込まれて、サイトの絡みで恐喝に遭ったりとか、強姦に遭ったりとか、脅迫に遭ったりとか、この前提として、サイトを利用したことによって知り合った人間が、特に児童がひどい目に遭ったということがやはり立事実としてあったんだと思うんです。

ですから、この法律によって間接的にそういうものが減ることを目指していますが、直接的にこの法律によってネット上の恐喝ないし強姦とかを禁圧するということではないわけです。

○坪井参考人 私が理解しておりましたのは、児童買春というように、二人きりの場所になったり、あるいは複数対一になったときに起きる暴行、傷害、恐喝、強姦、そうしたものを意味しているのだからと推察はしておりました。

ですから、先ほどもちょっと申し上げたように、そういうことを防止するとしたら、これも子供たちから言われたんですが、では、殺人事件や恐喝事件は、出会い系サイトを利用するときに、

例えば一件だ五件だと言っているときに、路上で起きている恐喝事件、殺人事件の数と比した場合に、そっちの方がずっと多いんじゃないの、出会い系サイトですらどうしてそんなにたくさん犯罪を防止しようとするの、犯罪はもっとほかのところから起きていると言われて、そうしたことはちゃんと統計をとっていないと私も思った次第です。

○石井郁委員 時間が参りました。きょうはどうもありがとうございました。

○青山委員長 次に、保坂展人さん。

○保坂展委員 民主党の保坂展人です。

宮台さんにお聞きしたいんですけども、幾つかの法律で、今回は十八歳未満の子供の誘引行為は加罰対象になりますけれども、例えば性交同意年齢は十三歳、あるいは、女の子が婚姻できる年齢は十六歳。例えば、出会い系サイトでちゃんと結婚しようと言って見事に結婚した場合というのは祝福されて、そういうケースがあるのかどうかわかりませんが、実際に私の周りにも、十七歳などで結婚して子供をもうけて今四十歳近くという人は何人もおりますけれども、そのあたりの混乱といえますか、幾つも価値観の軸が複雑に、かつ、わかりにくく混在するという状況になると思いますが、いかがでしょうか。

○宮台参考人 性交合意年齢、そして刑事責任年齢、少年男子・女子、そして結婚可能年齢、そして選挙をする有権者であり得る年齢、酒、たばこのいい年齢、ばらばらですね。このようなばらばらさは、多かれ少なかれ多くの国にあります。日本はとりわけばらばらで、これを統合するという動きがわずかに存在しますけれども、諸外国に比べるとやはり非常に弱いというふうに感じます。世界的な流れでいうと、大体十八歳に一つ大きな線を引くという線と、あともう一つ、性に関しては大体十四、十五、十六のどこかに線を引く、十八歳よりも前の段階で線を引くということが大体一般的な流れになっていると考えられます。

このようならばつきが抱える問題は、例えばこういうことです。大学の新生は十八歳、十九歳の人が多いですね。しかし、新歓コンパで酒を飲まない、いや、おれは二十になっていないから酒は飲めませんと言う人は見たことがないし、聞いたこともない。たばこについても同様ですね。そのような問題が生じるわけです。

これは、もちろん脱法行為を行う人間がいけないじゃないかというふうな議論もあるのですが、どこかに非常に明確な線を設けておいて、ここから先、例えば大学に入るのも十八だし、選挙できるのも十八だし、酒、たばこも十八だし、売買春にかかわっているのも十八だしというふうになつていけば、ある種の、シンボリックないうふうな言うんですけれども、わかりやすい、象徴的な効果がもつと期待できるというふうに思います。

○保坂展委員 森さんにお聞きします。

先ほどの説明では、改善策として、ドコモの公式サイトと一般の部分を分けるということ、どうも政治家のサイトも一般の中に入り込む、こういうことになりそうだということなんですね、そういうことになりましたら、もつと絞り込んで、明らかにこれはまずいというものにおいて狭く絞ることが可能ではないのかという点と、もう一つは、その前提として、ドコモ自体、iモードで営業収益を相当上げてこられたと思うんですけども、これは公式と一般、それぞれのぐらいう上がつているのかとか、もし何かそういう数字などもあったら教えてほしい。

そしてまた、今回かかる規制が、例えば、一般的にかなり広まった場合における営業への影響とかというのはあります。その二点。

○森参考人 まず最初の、絞り込みをやったらいんじやないかという御質問なんですけれども、やはり一遍こういうサイトの絞り込みをやったとしても、最初は善人の顔をして入ってきて、後で仮面をはがすというか、仮面がはがれるといったケースが非常に多いと思っております。実態的には静的に絞り込みをするということは難しいの

かなと思っております。それと、公式と一般の収益の話なんですけれども、収益はちよつと把握しておりませんが、アクセスの数でいきますと大体半々ぐらい、一般サイトの方がアクセスの数が若干多いかなという形でございます。

それから、私ども、別に、政治家の皆様のサイトが悪だと思っているわけじゃございませんで、基本的に、誤解のないように申し上げますと、一般サイトイコール悪だという考え方は全くございません。ただ、事実関係として、一般サイトの中には危険なサイトもありますよということを認識しております。この辺は誤解のないように、我々のフィルタリング機能を提供する前に当たって、お客様にはきちんと説明させていただきたいと考えております。

○保坂展委員 きょうはプロバイダーの方と来ていらつしやらないので、もう一回森さんに聞きますけれども、この法律がもし成立をしてサイバートロール等が行われた場合に、どういう捜査が行われて、事業者はどういう協力を要請されるというイメージを持っていますか。

○森参考人 具体的なイメージはちよつとまだ持ち合わせていないんですけども、事業者の希望を言わせていただければ、やはり過度な規制というか、過度な制約にならない範囲での運用が望まれると思っております。

○保坂展委員 宮台さんにもう一度お聞きします。

先ほど、定義のところ、インターネット異性紹介事業というのが非常に不明確である、単純BBSなども含まれてくる。それ以外にも、ソーシャルのチャット型であるとかあるいはメルマガジン、メルマガリストというのもの、ひよつとしたら、メルマガジンの中にいろいろ個人紹介コーナー等があれば、そこはまた対象になって、そこにメールアドレスなどがついていればということも考えられますよね。そうすると、中高生がおしゃべり感覚で参加す

るようなメールのやりとり自体、その中に誘引行為があるかどうかということがとんと迫られていく可能性はないでしょうか。

○宮台参考人 結論から言えば、ございますね。

単純BBSも一般のメーリングリストもすべて、誘引的な書き込みがなされる可能性があれば、当然ながらサイバーパトロールの対象たり得ます。

そこに、先ほど申し上げたような、例えば何らかのかたり、成り済ましのようなものがあつた場合には、捜査対象として、そうしたメーリングリストや単純BBSが対象になることもあり得るかどうかというふうに存じております。

○保坂(展)委員 坪井参考人に伺いたいんですが、私は以前、「セブンティーン」という十代の女の子しか読んでいない雑誌のライターを十年ほどやっていましたので、いろいろ思い出していたんですが、街頭補導なんかの取材をしたこともありま

す。警察に協力をしていたら、新宿二十四時間とか、そういうことをやったことがありま

は、子供たちが持つているメールの履歴、あるいは手帳に書いてある住所とか、そうしたもので発見しているというのが現状ですね。そうでない限りわからないです、買春は。

ですから、おっしゃっていらっしゃるように、そうした意味で、先ほど、捜査の過程で犯罪となれば子供たちはそれを押収されていく、今はまだ任意提出、拒むことができるけれども、そうではない、おまえは誘引行為をやったんだというように

なことで犯罪捜査の対象となると、もつと強制的にそれが没収されていくだろう。

ですから、その履歴をすべて見られてしまうというところが、先ほど申し上げたように、捜査の中で権限乱用ということ起きるのではないかと

いうことを申し上げたところです。

○保坂(展)委員 通信の秘密というのは、その人が何を考えているのか、何を思ったのか、どんな感性を持っているのか、またどんな嗜好を持っ

ているのかということも含めて十分尊重されなければならぬし、これは十代であっても当然だとい

うことだと思えます。けれども、出会い系における売買春、これがこんなに盛んになっているとい

分であるというふうに思います。

あとは、それを具体的に、そして学校のレベル、これは子供たちだけではなくて、実は、保護者や

学校、その周りにいる大人たちの無知とそれから関与のなさ、買春者や子供を利用しようとする側

の人たちは関与していますが、そうじゃない立場の大人たちの関与のなさの問題だと思っておりますので、罰によってではなくて、今、業者の方も

頑張ってくださいっておりますので、この業者、行政、そして法執行機関、NGO、それから子供の

周りにいる親、学校、そうしたものがとにかくこの問題についてきちんと話し合せて、何が

か。通信の自由も含めて、私たちも通信の自由は重要だと思っております。ただ、子供の人権、体

心がこれだけ侵害されているときに、まずそこから何ができるかを考える、その体制が必要なの

はないかというふうに思っております。

○保坂(展)委員 それでは、もう一度宮台さんに伺います。

先ほどのように、私は、今回の法律成立後は、サイバーパトロール、掲示板などでそういった表

記があつた場合にチェックをして、警告をかけた、場合によつたら取り締まりに当たるとい

うことが大体の手法なのかと思つていましたけれども、実際には、街頭などで、子供が持つて

いる携帯電話などのメールの履歴が引き金になるということも現実

に起こっているというお話もありました。

今の社会全体の風潮の中から、やはり公益のためには、ある種個人のそういった会話のたぐい、

メールなど、時として、特に子供であれば見られても仕方がないのではないかと議論も一方には出てきているかと思

います。しかし、そういう行為が、人間の内心の領域に踏み込んでくる、憲法との絡みでも大きな問題を生むんじゃないかというふうに思

います。いかがでしょうか。

○宮台参考人 人権は一般に公共の福祉という制約事由によって一定の制約を受けるというふう

にこの近代憲法にも書いてありますので、公共の福祉が何であるのかという議論が一般には必要で、そこでは、先ほど達増さんからの質問にもご

ざいましたけれども、個人的法益と社会的法益の両立可能性の問題について、あるいはどちらを充

実するべきなのかという議論について、抽象的な話ではございますけれども、やはり議論を積み重

ねていく必要があると思ひます。

さらに、それとは別に、日本はとりわけ、例えばプライバシーの権利と名誉を毀損されない権利

が、近代裁判、日本の裁判の歴史においても混同されてきています。三島由紀夫の有名な「宴の

あと」裁判というのがありますが、これは、事実上プライバシーの侵害が名誉の毀損という概念の内

側で争われているということもあります。

プライバシーの権利とは、簡単に言えば自己情報制御権、コントロール権というのが近代憲法

学の最先端の発想であります。それは、簡単に言

えば、名誉を毀損されるかされないかに関係なく、自分がどうい

う人間であるのかということを示す、その示し方を自分で制御できる

ことなんです。したがって、面目を失うか失わないかに関係なく、自分の知られたくない情報を

伏せることが認められるというのがプライバシーの権利の基本であ

ります。しかし、もしプライバシーが制約されるような何らかの法律がある場合には、やはりその理由が説明されなければなら

ないし、もし犯罪捜査で個人情報を利用されたらというところがあるならば、しかるべき理由が事後的にでも開示されて、納得がいくような形で処理されなければ、社会の中

の、例えば日本社会におけるプライバシー権という考え方はど

んどん希薄なものとなり、それが

ひいては非常に大きな社会的な利益の損失に結びついていく可能性があり得ると思います。

○保坂(展)委員 今と同じテーマを前田参考人にお聞きしたいんですが、これだけの状態になつてきたということで、加罰対象にするのもやむを得ないということでしたけれども、捜査の仕方、そこにおける、例えば通信の秘密などの兼ね合い、捜査の厳格化、手続の厳格化というような面については、どういうふうにお考えでしょうか。

○前田参考人 先ほどと関連して申し上げておきますと、今度の規制する対象は、やはり個人個人の通話みたいなものは恐らく入らない、条文上の文言から言います。公の場に明示しなければ、公衆の目に触れる形でなければならぬので、その意味で一つ限定が加わっているということを申し上げておきたいと思うのです。

あともう一つは、おっしゃるとおり、通信の秘密の問題とそれから児童の権利保護の問題が、ある意味ではこの問題は、児童の処罰が表に出ていますが、一番本質的な対立はそこだと私は思っているんです。

片一方では、児童の人權という側では、やはりなるべく厳しい規制をして通信の秘密は少し退いてほしいという要請と、片一方では、やはり児童の人權という名のもとに通信の自由とかプライバシーが侵されようとしている。そのせめぎ合いの中で、その中間のところで、間をとって、周知徹底してやり方として、それから規範をつついていくやり方として、一步踏み込んで違法だというだけではなくて刑罰を使うというやり方で、間をとったみたいな構造が本当は私はあるんだと思うんです。

その中で、確かにプライバシーの権利は非常に大事ですし、近代の社会を支える上で、それをないがしろにすれば、やはり国の存立基盤が崩れる。片一方で、今、次代を背負う青少年が健全に生きていく力をつけていかなきゃいけない。そのバランスをどうとっていくかということなんです。

通信傍受とかいろいろな局面が出てくるんですが、国会ではかなり慎重な縛りをかけてつくっておりますし、今度のものでも、具体的に、先ほど宮台参考人も御指摘ありましたけれども、後からやはり情報をどう使ったかということの説明責任みたいなものはきちっと要求されてくると思いますので、御懸念があつて、こういう場でそういう御指摘をいただくことは非常に大事だし、それを踏まえて運用してもらわなきゃ困るわけです。

ただ、こういうものをつくったから、ざっとパケツの底が抜けるような形でプライバシーの権利が抜け落ちてくるというようなことは私は心配してなくて、むしろ、当面はやや対症療法で場当たりだというふうに見えるかもしれませんが、今の、出会い系サイトを放置すればほかに逃げる、そのとおりなんです。では、ほかに逃がさないで、今のままほとんど出会い系サイトで売買春がふえていくことをそのまま許していいのかということ私を私は申し上げたいんです。

以上です。

○保坂(展)委員 大変勉強になりました。ありがとうございました。終わります。

○青山委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

平成十五年五月二十一日印刷

平成十五年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局